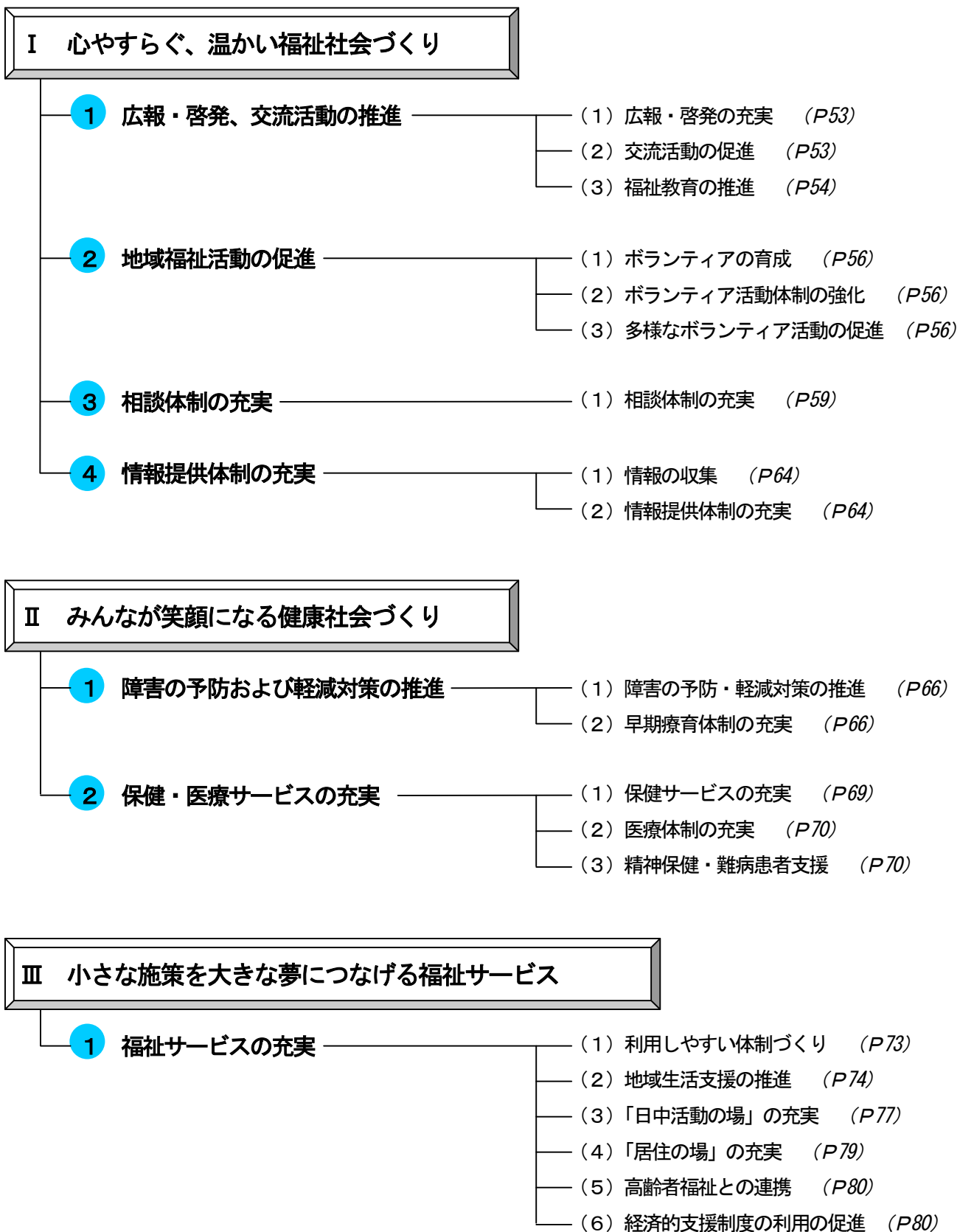


第 5 章 基本計画

【 施 策 の 体 系 】



IV 個性が輝く教育、温もりにふれる余暇活動

- ① 障害児の保育・教育の充実
 - (1) 障害児保育の充実 (P82)
 - (2) 就学支援・教育相談の充実 (P82)
 - (3) 障害児への教育の充実 (P83)
- ② 各種活動の促進
 - (1) コミュニケーション支援施策の充実 (P85)
 - (2) 余暇活動の促進 (P85)
 - (3) 団体活動への支援など (P86)

V 地域に根ざした就労の場づくり

- ① 地域資源をいかした就労の場づくり
 - (1) 障害のある人の職業的自立 (P89)
 - (2) 一般就労の推進 (P90)
 - (3) 福祉的就労の促進 (P91)

VI 活動を支えるまちづくり

- ① 「福祉のまちづくり」の推進
 - (1) 「福祉のまちづくり条例」の普及 (P94)
 - (2) 「福祉のまちづくり」の推進 (P94)
- ② 防災・防犯体制の充実
 - (1) 防災・防犯等対策の推進 (P98)
- ③ 権利擁護のための施策の充実
 - (1) 権利擁護施策の推進 (P101)

第1節 心やすらぐ、温かい福祉社会づくり

1 広報・啓発、交流活動の推進

【現状と課題】

本町においては、障害のある人もない人もともに生き、ともに参画するまちづくりの実現のため、町民に向けてさまざまな形で充実した広報・啓発・普及活動を行うよう努めていますが、社会における障害のある人への理解はまだ不十分で、「意識上の障壁（バリア）」が存在しており、「心のバリアフリー」が達成されたとは言えない状況です。

一方で、平成23年に改正された障害者基本法の第1条では、その目的として「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、…障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」がうたわれており、重要な課題となっています。今後も、「地域共生社会の実現」に向けて、障害や障害のある人についての正しい理解と認識の定着を促進していくことが必要であると言えます。特に、精神障害者や難病患者のほか、「整備法」の制定等により“障害者”の範囲に含まれることが明示された発達障害者、高次脳機能障害者等に関しても正しい理解を深めるよう留意する必要があります。

また、広報物やインターネットによる啓発活動や、学校における福祉教育等にも一定の効果が期待できますが、障害のある人となない人がお互いのことを本当に理解し合うためには、直接交流する経験を持つことが何よりの近道となります。本町では障害のある人と障害のない人がともにスポーツや文化活動、イベントなどを楽しみ、貴重な交流経験をしています。これらの事業の内容の充実を図り、支援を継続して実施していくことが非常に大切です。今後も、障害のある人同士や障害のある人となない人とがくつろいだ雰囲気の中でともにふれあえる場の提供と内容のいっそうの充実に努め、「地域共生社会」の実現に向けた努力を積み重ねていくことが重要になります。

さらに、障害や障害のある人について正しい知識を体得する交流の機会は、大人になってから経験しても非常に有意義なものとなりますが、幼少期から交流経験を持って自分なりに「理解」し、「心のバリアフリー・心のユニバーサルデザイン」が自然な形で実現するのが、より望ましい姿であると言えるでしょう。本町の小・中学校においては、一人ひとりの児童生徒の実態に応じて通常の学級と特別支援学級等との交流を進め、それぞれの「個性」を認め合えるような関係を自然につくっていけるよう図っています。具体的な一例として、平成17年度から「支援籍」という名称で、町内の小・中学校と近隣の特別支援学校の間で交流を行っています。こうした交流および共同学習を推進することが「ノーマライゼーション社会」「心やすらぐ、温かい福祉社会」実現のための第一歩であると考えられ、非常に重要な事業です。また、特別支援学級合同の体育的行事

および文化的行事を通して他校との交流を図ることもしていますが、こうした交流の経験は障害のある児童生徒にとってもプラスの効果をもたらすことが非常に多いと言えます。今後も交流を行う場の拡大を進めつつ、いっそうの充実を図っていくことが求められています。

【具体的な施策・事業】

(1) 広報・啓発の充実

① 広報・啓発・普及活動の充実 【福祉課・総務課・企画財政課】

○「ノーマライゼーション」の理念の普及と啓発を図るため、『広報ときがわ』やホームページなどを活用し、広報・啓発活動を行います。

② 「障害者週間」の機会の活用 【福祉課・総務課】

○「障害者週間」を中心に障害者団体などと連携を図りながら、ポスターによるPRや障害当事者参加のイベントの開催によるPRなど、啓発交流事業を促進します。

見込み量

種別 地域生活支援事業（必須事業）

○理解促進研修・啓発事業

地域住民に、障害のある人への理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

事業名	実施見込み（実施の有無）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

〔サービス量の確保のための方策〕

・障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害のある人に関するマークの紹介等、障害のある人および町民への普及・啓発を目的とした広報活動の実施に努めます。

③ 職員研修の充実 【福祉課・総務課】

○町職員の福祉や障害に関する理解を促進するため、体験研修などさまざまな研修機会を拡充します。

(2) 交流活動の促進

① 学校等での交流・共同学習の推進 【福祉課・教育総務課】

○町内の小・中学校による施設訪問、通常の学級と特別支援学級や特別支援学校との交流・共同学習を促進します。

○保育園・幼稚園において、障害児との交流の推進を図ります。

(3) 福祉教育の推進

① 学校での福祉教育の推進 [教育総務課・社会福祉協議会]

- 学校において車いす・アイマスク・手話体験などの福祉教育を推進します。
- 本町立のすべての学校を福祉協力校として指定し、思いやりの心の育成、福祉教育を推進します。

② 各種講座・教室の開催 [生涯学習課]

- 生涯学習の一環として、町職員による「出前講座」を活用するなどして町民の研修を促進します。

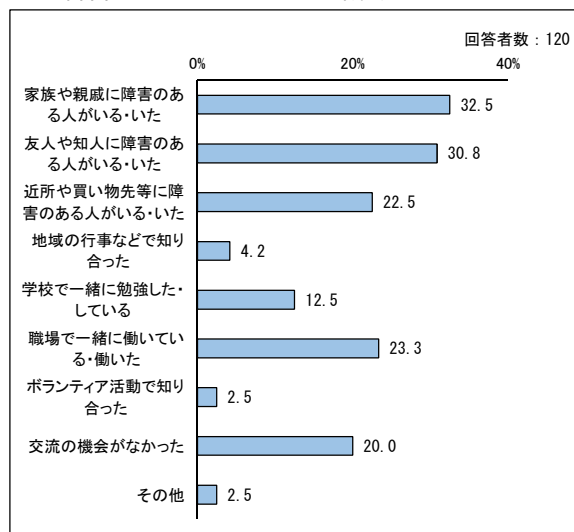
2 地域福祉活動の促進

【現状と課題】

障害のある人が地域生活をする上では、保健・医療・福祉サービスの担い手とともに、ボランティアやNPOによる支えが不可欠になっています。この現状から、地域におけるボランティア活動やNPO活動への支援が重要となっています。

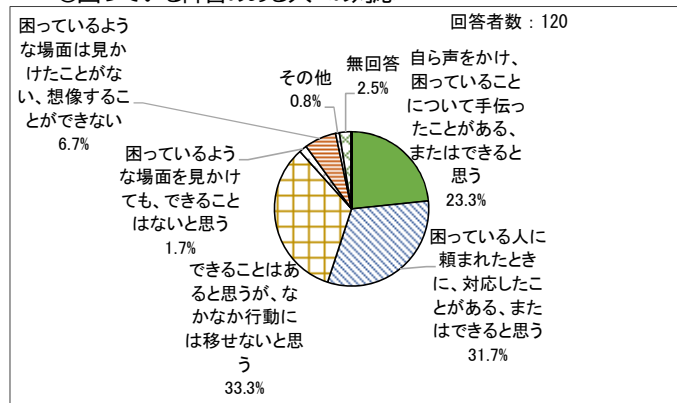
アンケート調査では、「障害のない町民調査」における、今までの日常生活の中での障害のある人との交流経験についての質問（※複数回答制）の結果で、「ボランティア活動で知り合った」という回答が1割弱に上っており、障害のある人となない人とのふれあいのきっかけにもなっていることがうかがえます。

◎障害のある人とのふれあいの機会



また、障害のある人が街なかなどで困っているのを見かけたときどのような行動をとったか、またはとれると思うか聞いた質問に対しては、「困っている人に頼まれたときに、対応したことがある、またはできると思う」（31.7%）、「自ら声をかけ、困っていることについて手伝ったことがある、またはできると思う」（23.3%）という回答を合わせると 55%と過半数に達し、本町においては「福祉文化」や「ボランティアマインド」が一定程度育っていることが推察されます。令和4年度に策定した『第3期ときがわ町地域福祉計画』に基づき、ボランティアの育成、ボランティア活動体制の強化などの取り組みをいっそう進めていくことが、重要になります。

◎困っている障害のある人への対応



【具体的な施策・事業】

（１）ボランティアの育成

① 社会福祉協議会の活動支援 [福祉課]

○町社会福祉協議会が開催する各種ボランティア講座やボランティア団体の育成が充実したものとなるよう、町として支援に努めます。

（２）ボランティア活動体制の強化

① ボランティアセンターの充実 [社会福祉協議会]

○「ボランティアセンター」において、ボランティアと障害のある人のニーズとの調整が図られるよう支援に努め、また、各ボランティア団体相互および個人ボランティアとの連絡・調整を図ります。

② ボランティア活動体制の強化 [社会福祉協議会]

○ボランティア活動等の広域化を図るため、広域的な連携を強化し、活動の支援に努めます。

（３）多様なボランティア活動の促進

① 手話ボランティア活動の促進 [社会福祉協議会]

○聴覚障害者の活動や社会参加を促進、支援するため、手話講座の充実や手話ボランティアの確保と育成、活動の促進を図ります。

見 込 み 量

種 別 地域生活支援事業（必須事業）

○手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話表現技術を習得した「手話奉仕員」を養成するための研修を行います。

事業名	年間受講見込み者数		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	0	0	1

【※「年間受講者見込み」の考え方】

平成26年12月4日付け県の「第4期障害福祉計画」に係る地域生活支援事業見込量調査（2回目）における留意事項より、「実養成講習終了見込者数（登録見込者数）」を記載することとする。

〔サービス量の確保のための方策〕

・近隣市町村の動向をふまえ、広域実施等を検討していきます。

② 朗読ボランティア活動の促進 **〔社会福祉協議会〕**

○視覚障害者の情報収集等社会参加を促進、支援するため、朗読ボランティアの確保に努めるとともに、活動を促進します。

③ そのほかの活動の促進 **〔社会福祉協議会〕**

○さまざまな障害のある人の社会参加を支援するため、ボランティアメニューの充実と登録システムなどの充実を図り、ボランティア活動を促進します。

3 相談体制の充実

【現状と課題】

障害のある人にとって、身近な所で気軽に相談できることは、地域の中で安心して暮らしていくために不可欠な要素の一つであると言えます。アンケート調査の結果をみると、“今後特に力を入れてほしいと思う施策”として、「身体障害者調査」「知的障害者調査」「精神障害者調査」のいずれにおいても「情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実」が上位回答に入っており（→23 ページ、身体障害者調査と精神障害者調査では第1位）、本町でも当事者からの要望・期待が依然多いことがうかがえます。また、契約に基づいて福祉サービスを利用する仕組みにおいては、サービス利用者の選択や決定を支援する相談と情報提供の体制の充実が重要な意味を持ちます。

現在、本町では福祉課や保健センターで、社会福祉士や保健師等の専門職員が障害のある人やその家族からのさまざまな相談に応じています。今後、福祉サービスに関する情報提供や、発達障害、高次脳機能障害や難病等も含め個々の相談内容に応じた助言ができるようにしていくことが課題となります。また、相談者が最初に接する窓口において、公的・民間を問わず相談者が利用できるサービスの情報を一括して提示できるようになっていることも重要です。今後は、関係各課との連携をいっそう強化しスムーズなサービス利用を促進していくことが必要とされます。

また、「整備法」の制定によって、身体、知的、精神の3障害の相談支援を総合的に行う「基幹相談支援センター」が位置づけられており、本町でも平成27年度から、比企圏域1市6町1村で広域設置しています。

さらに、山坂の多い地区があるなど本町の事情を考慮し、窓口に来られない人たちに關しても積極的にその要望を把握するための体制を強化し、相談機能をいっそう充実させていくことも必要です。



【具体的な施策・事業】

(1) 相談体制の充実

① 身近な相談窓口の充実

〔福祉課・家族相談支援センター・保健センター・

地域包括支援センター・教育総務課・社会福祉協議会〕

○障害のある人とその家族が気軽に相談できるよう、福祉課、家族相談支援センター、保健センター、地域包括支援センター、子育て支援センター、教育総務課および社会福祉協議会などの相談事業をより充実させます。

また、総合的な相談窓口を充実させるため、福祉課や保健センターなどの「相談室」の充実を図ります。さらに、比企圏域での「基幹相談支援センター」の広域設置を継続し、地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、相談支援の強化の取り組み等を行います。

② 地域における相談活動の充実

〔福祉課・保健センター・地域包括支援センター〕

○民生委員・児童委員などの存在や相談支援活動について周知を行い、障害のある人やその家族等による利用を促進します。

○保健師等が障害のある人、難病患者の自宅や町内の福祉施設等を訪問し、健康管理に必要な相談・保健指導や家族の健康管理、生活および社会復帰に関する相談を行います。

○障害のある人の立場での適切な助言や生活設計支援を実現するため、障害当事者による相談(ピアカウンセリング)を促進します。

③ 専門機関との連携の強化

〔福祉課・保健センター・地域包括支援センター〕

○県総合リハビリテーションセンターや発達障害総合支援センター、発達障害者支援センター「まほろば」、川越児童相談所、精神保健福祉センター、東松山保健所、医療機関などとの関係機関との連携の強化に努めます。

○『ひがしまつやま市総合福祉エリア』等の存在やその相談業務について広く周知に努め、障害のある人が地域の中で自立した生活を送れるよう連携を図ります。

見込み量

種別

地域生活支援事業（必須事業）

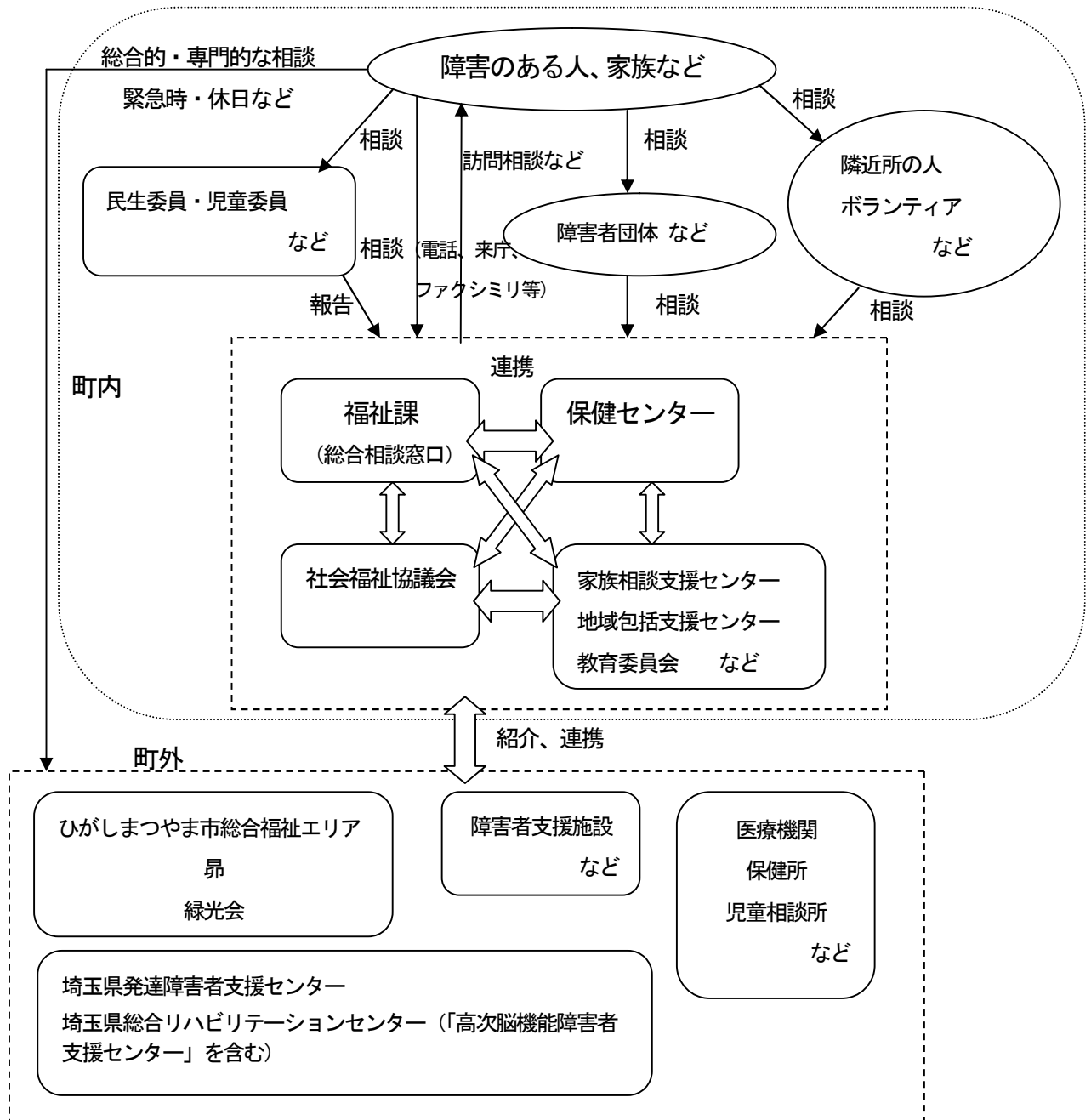
○相談支援事業

事業名	実施見込み箇所数など		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 障害者相談支援事業	3	3	3
・基幹相談支援センター	有	有	有
② 市町村相談支援機能強化事業	有	有	有
③ 自立支援協議会	有	有	有

〔基本的な考え方〕／〔サービス量の確保のための方策〕

- ・日常的な身近な相談に関しては、身体、知的、精神の3障害および難病の方について、おもに福祉課で相談を受け、精神障害に関するカウンセリングなどについては必要に応じて保健センターと連携して対応を図ります。
- ・総合的・専門的な相談に関しては、広域的な枠組みで対応し、相談支援事業を委託している『ひがしまつやま市総合福祉エリア』、『昂』および『緑光会』の計3か所を活用していきます。
- ・発達障害に関して相談を希望する方が地域で相談できるような支援体制の拡充を図るとともに、埼玉県が設置している「発達障害総合支援センター」などと連携・活用して発達障害の早期発見と早期支援に努め、必要に応じた情報提供を行っていきます。
- ・高次脳機能障害者の支援については、埼玉県で実施する支援の取り組み（「県高次脳機能障害者支援センター」等）を活用しつつ、関係機関との連絡調整や情報提供などの地域支援に努めます。
- ・発達障害や難病等の方も、障害者手帳所持者と同様に利用できるよう、相談体制、窓口の整備を進めます。また、委託相談支援事業所と連携し、相談支援を通じて必要により障害福祉サービスの利用につなげ、自立支援を推進していきます。
- ・「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」について、近隣市町村の状況もふまえて、広域での実施等を検討していきます。
- ・比企圏域1市6町1村で広域的に、平成19年度から『比企地域自立支援協議会』を設置し、広域的な社会資源の確保や福祉マップの作成などのための近隣市町村による地域の課題の把握や、指定障害福祉サービス事業所のサービスの適正性のチェックなどを図っており、第7期障害福祉計画期間においてもいっそうの充実に努めながら運営を継続します（→62ページ）。

●ときがわ町の障害者等相談支援体制のイメージ



◇『比企地域自立支援協議会』について

比企地域自立支援協議会は、相談支援事業の中立・公平な運営を確保するとともに、地域の関係機関との連携を図り社会資源の開発および改善を推進することを目的に、平成 19 年4月に比企圏域1市6町1村（東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村）で広域的に設置されました。

- ・協議会の組織は全体会、幹事会、部会で構成されています。

全体会

「所管事項」の協議・決定

比企地域行政（福祉・保健）担当課長、県西部福祉事務所担当部長、東松山保健所担当部長、相談支援事業所責任者

幹事会

「所管事項」の調査・研究・協議

比企地域行政（福祉・保健）担当者、委託相談支援事業所、県西部福祉事務所担当部長、東松山保健所担当課長、比企地域サービス事業所の代表、（親の会・家族会・当事者の会等）

部 会

協議事項について具体的に調査・研究し、協議を行う

- ① 障害福祉サービス事業所連絡会 ② 委託相談支援事業所連絡会
③ 精神障害者の安心した地域生活を支える連絡会 ④ 障害者就労支援連絡会

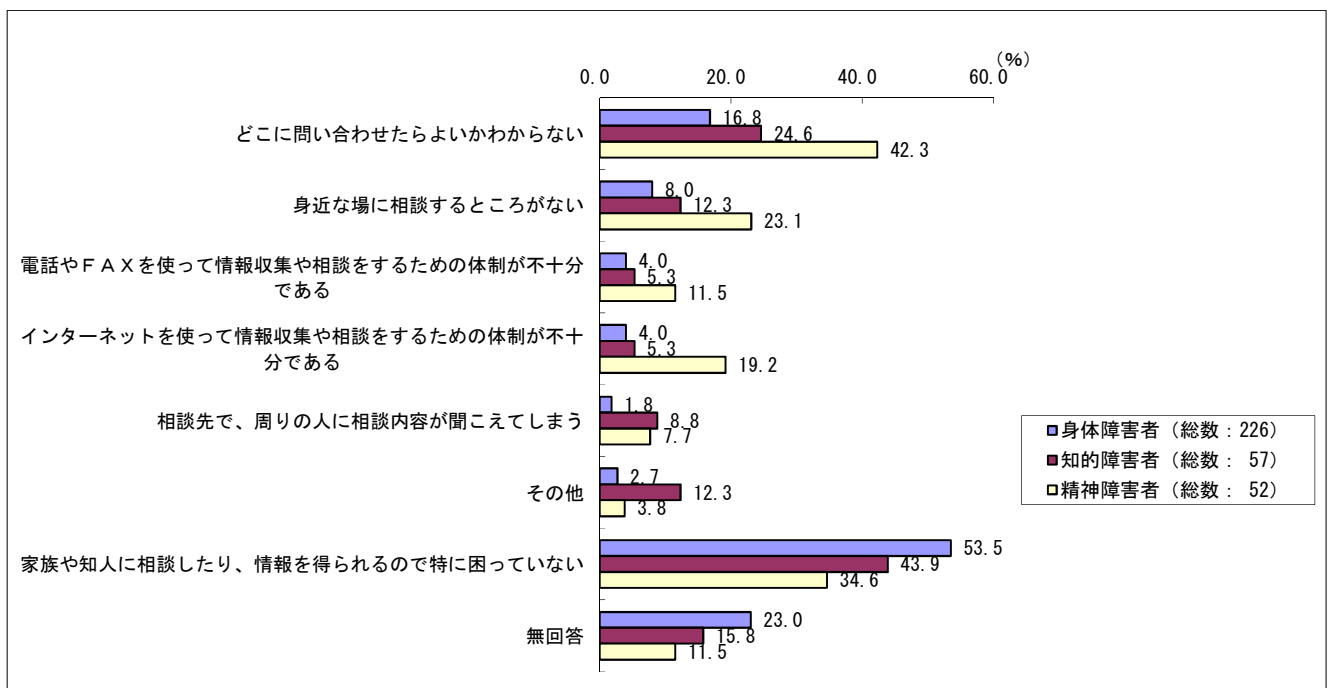
比企地域障害者支援施設、比企地域障害福祉サービス事業所、市町村担当職員、東松山保健所職員、西部福祉事務所職員、医療機関、委託相談支援事業所、ピアサポーター、東松山市自立協、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、その他

※上記4つの部会によって、構成メンバーに違いあり。

4 情報提供体制の充実

【現状と課題】

アンケート調査の“情報収集や相談に関して困っていること”についての質問（＊複数回答制）では、「家族や知人に相談したり、情報を得られるので特に困っていない」という回答や「無回答」以外で、身体、知的、精神の3障害とも「どこに問い合わせたらよいかわからない」という答えが依然として最も多く、また、精神障害では「身近な場に相談するところがない」との答えも比較的多く、課題がうかがえます。



町の情報提供として、広報紙『広報ときがわ』や『障害福祉ガイドブック』、ホームページ上での情報提供や聴覚障害者へのファクシミリを使っての情報提供等を行っています。『広報ときがわ』の内容については、障害のある人向けの記事がまだ十分であるとは言えず、いっそうの充実が求められています。音声コード（SPコード）など、ICT技術による新しいメディアの活用も含めて、サービスの利用等に資する、それぞれの障害の特性に配慮したきめ細やかな情報提供の検討に力を入れていくことも大切です。

また、障害のある人に関する制度については、平成25年4月から「障害者総合支援法」が改正施行され、また同年6月には「障害者差別解消法」が成立し、一部の附則を除いて28年4月1日から施行されています。同法はその後改正され、“合理的配慮”が民間の事業者においても義務化されました。目まぐるしく変わる制度に関する最新の情報を、本人や家族その他の支援者等に迅速・正確に伝達し、サービス等が途切れることなく利用できるよう図っていく必要もあります。

【具体的な施策・事業】

(1) 情報の収集

① 情報集約システムの確立 [福祉課]

○障害福祉に関する情報や訪問相談の内容、サービス実施状況など障害者施策の情報を一元化するため、集約化するシステムについて研究・検討を進めます。

(2) 情報提供体制の充実

① 広報紙等による情報提供の推進 [福祉課・総務課・企画財政課]

○町広報紙等の各種紙媒体やホームページなどを利用した情報提供を推進します。
○視覚障害者への町政情報の円滑な提供を図るため、町広報紙の内容を音声化した『声の広報ときがわ』や『議会だより』の朗読版を作成し、CD・カセットテープに録音して利用者に配付するとともに、インターネット上でいつでも聞くことができるようにします。また、利用希望があれば、町広報紙等の録音データを提供します。さらに、利用希望者からのニーズを受けて、音声化を望む本等についての録音版を作成します。

② 福祉情報の提供推進 [福祉課]

○福祉サービスや障害者団体等に関する情報を網羅したガイドブックやパンフレット、チラシの作成および障害者手帳新規交付時における添付を継続し、利用者負担額などのサービス情報の提供に努めます。
○町役場や福祉関係機関などに設置するパンフレットなどの内容をさらに充実させるよう努めます。
○障害者総合支援法および児童福祉法等に基づく自立支援制度の内容について、広く周知を図ります。

③ 通信機器の利用促進 [福祉課・総務課・企画財政課]

○電話、電子メール、ファクシミリなど、多様な通信機器の活用による情報提供の充実を図ります。

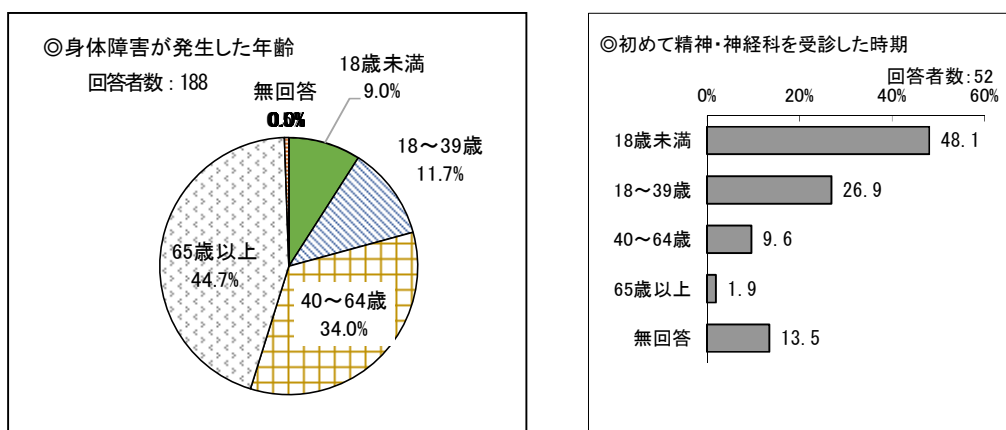
第2節 みんなが笑顔になる健康社会づくり

1 障害の予防および軽減対策の推進

【現状と課題】

アンケート調査の「身体障害者調査」における“障害が発生した年齢”の質問の結果では、「65歳以上」という回答が44.7%と最も多く、「40～64歳」（34.0%）も合わせると40歳代以上で78.7%を占めていることになります。身体障害者では病気等による“中途障害”が多くなっていることが分かります。

また、「精神障害者調査」で“初めて精神科・神経科を受診した時期”をたずねた質問の結果では、「18歳未満」という回答が最も多くなっています。



身体障害に関しては、生活習慣病をはじめとする「病気」を予防し、あるいは早期発見、早期治療を行うことが障害の予防、重度化の予防につながると言えます。介護保険制度においては、平成17年度以来の制度改革の中で“予防重視型システムの整備・強化”が大きな柱の一つとして進められていますが、障害者施策の分野でも障害の発生予防、早期発見・早期対応がより重要になってきています。

本町では、平成23年度から、多くの人が少しずつでも長期間継続することで大きな変化につながるという考えのもと、「わずかなことから始めよう！スモールチェンジ」を合言葉に生活習慣の見直しと運動習慣をとり入れることに関する啓発活動を実施しています。

また、乳幼児健康診査の充実などによる知的障害等の障害の早期発見・早期対応（早期療育）や、「心の健康」づくり事業等を通じての精神疾患の予防なども重要となっています。早期療育による支援は、その後の保育、学校教育などの各段階における生活の基盤をつくり、障害のある人が地域で自立して生活を送る基礎をつくるきわめて重要なものとなります。



【具体的な施策・事業】

（１）障害の予防・軽減対策の推進

① 健康づくりの推進 【保健センター・地域包括支援センター・生涯学習課・総務課】

○生活習慣病の予防等、町民自らが生涯を通じて主体的に健康づくりを進めるとともに、行政・民間団体等が一体となって、個々の町民の状態に応じたきめ細やかな支援を進めていきます。

○関係職員の各種研修を充実させます。

② 疾病予防・早期発見などの推進 【保健センター・地域包括支援センター・福祉課・教育総務課・総務課・産業観光課】

○成人の生活習慣病等疾病の予防のため、各種健康診査、健康教育や健康相談などの充実を図ります。

○「こころの相談」事業の実施を継続します。

○『ときがわ町交通安全計画』・『ときがわ町通学路整備計画』に基づく交通事故防止対策や、産業事故防止対策を推進します。

③ 機能訓練の充実 【地域包括支援センター・保健センター・福祉課】

○地域の担当民生委員と連携を図りながら、「地域包括支援センター」と地域集会所等を利用するなどして、閉じこもりと生活不活発予防、地域の活性化等を目的とした事業を実施します。

○機能訓練のニーズを相談・訪問等で把握し、専門職による個別リハビリ相談につなげたり、教室等で対応していきます。

○医療終了後も継続して訓練が必要な障害のある人について、地域生活に適應できるよう、リハビリ専門職や介護保険のデイサービス事業所などとの連携を強化します。

（２）早期療育体制の充実

① 早期発見の推進 【保健センター・教育総務課】

○妊婦健康診査、妊婦相談等を実施し、妊婦の健康管理を推進します。

○乳幼児の疾病予防や障害の早期発見・早期療育のため、乳幼児健診、健康教育、乳幼児相談および新生児訪問の充実を図ります。また、保育園・幼稚園等子どもを取り巻くさまざまな関係機関と連携しながら、発達障害等の早期発見・早期対応に努めていきます。そのため、保育園等への巡回等の機会も活用していきます。

○圏域であり方等について検討・協議を行ったうえで、平成 32 年度までに「児童発達支援センター」の共同設置をめざします。

② 障害児療育システムの整備 【福祉課・保健センター・教育総務課】

○保健・医療・福祉・教育の各部門の連携を強化し、一貫した療育体制づくりを進めます。

- 発育や発達の遅れなどのある幼児への支援を行う「発達相談」を実施します。
- 保育園・幼稚園に就園している発育や発達の遅れなどのある幼児に支援を行う「保育園・幼稚園巡回相談」を充実させます。
- 圏域で検討・協議して令和8年度までに共同で「保育所等訪問支援」実施事業所の設置をめざし、利用を可能にする体制の構築を図るとともに、町内の保育園等へ事業の周知を行い、受け入れ体制の整備も図ります。
- 在宅障害児の日常生活や集団生活などへの適応訓練を行う日中の通所の場合およびその利用児への支援に努めます。
- 近隣の社会福祉法人等で受託している県の「障害児等療育支援事業」の活用を積極的に促進して療育体制の充実を図り、地域の障害児(者)やその家族の支援に努めます。
- 医療的ケア児や重症心身障害児への支援体制の充実を図ります。
- 医療的ケア児への支援に関する保健・医療・障害福祉・保育・教育等関係機関等による「協議の場」(協議会等)の設置を継続します。

見込み量

種別 指定通所支援(障害児通所支援)

○児童発達支援

未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計日数 (人日/月)	0	0	0
人数(人/月)	0	0	0

○医療型児童発達支援

肢体不自由のある未就学児に、医療的管理のもと理学療法などの機能訓練や支援を行います。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計日数 (人日/月)	0	0	0
人数(人/月)	0	0	0

○居宅訪問型児童発達支援

重度の障害児について、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計日数 (人日/月)	0	0	0
人数(人/月)	0	0	0

○放課後等デイサービス

授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計日数 (人日/月)	95	85	90
人数(人/月)	5	4	5

○保育所等訪問支援

保育所等に通う障害のある児童に、障害のある児童以外の児童との集団生活に適應できるよう、専門的な支援を行います。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計日数 (人日/月)	0	0	0
人数(人/月)	0	0	0

〔サービス量の確保のための方策〕

- ・サービス利用者およびその家族のニーズを見極め、近隣の事業者の情報を提供するとともに、事業者への働きかけを行い、サービスの迅速・円滑な利用の促進に努めます。

《その他》

○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

〔基本的な考え方〕

総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成・配置について検討を行います。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数(人)	1	1	1

2 保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

障害のある人や難病患者が地域の中で安全に、安心して笑顔で生活を続けていくためには、障害や病気に対する専門的な医療サービスが必要不可欠であると同時に、日常の医療や歯科医療を受ける際にも、知的障害者等では障害のために症状を的確・正確に伝えることができないことなども大きな課題の一つと言えるでしょう。本町では、“かかりつけ医”、“かかりつけ歯科医”、“かかりつけ薬局”を持つことの普及啓発に努めていますが、かかりつけ医等を持つことはこの課題を解決するためにも大変重要であると言えます。

【具体的な施策・事業】

(1) 保健サービスの充実

① 相談・指導体制の充実 [福祉課・保健センター・地域包括支援センター]

○保健所などの協力も得ながら、障害のある人のための保健福祉の総合相談体制を整えます。

○障害のある人が安心して生活できるよう必要に応じて関係職員が家庭訪問し、指導・援助を行います。

② 健康診査受診機会の充実 [福祉課・保健センター・地域包括支援センター]

○障害のある人が健康診査を受けられるよう、健診機会（集団・個別）を知らせ、受診を促進します。また、医療機関との連携による健康管理の充実を促進します。

③ 歯科指導の推進 [福祉課・保健センター・地域包括支援センター]

○保健センターでの歯科指導の充実に努めるとともに、外出が困難な障害のある人の歯の健康のため、訪問歯科指導を推進します。そのため、歯科衛生士の確保とともに、近隣の障害者対応の歯科医療機関との連携の強化を図ります。

○「比企保健医療圏寝たきり者歯科保健医療事業」を活用し、寝たきりの方への訪問歯科診療を実施します。

(2) 医療体制の充実

① 訪問診療・訪問看護の充実 [福祉課・保健センター]

○医療機関による障害のある人への訪問診療や訪問看護の充実を図ります。また、医師会との広域的な調整を行いながら障害者医療体制の整備を促進します。

② 在宅医療・歯科医療の充実 [保健センター]

○休日急患医療について、医師会・歯科医師会と連携を図り充実に努めます。

○夜間急患医療について、医師会等と協力を図り研究します。

○歯科医師会の協力を得て、訪問歯科診療の充実を図ります。

③ 医療給付などの利用促進 [福祉課]

○重度心身障害者医療費助成の周知を図るとともに、申請の簡略化と窓口払いの無料化を継続します。

○自立支援医療（更生、育成、精神通院）制度、指定難病・小児慢性特定疾病医療費公費負担制度等について周知を図ります。

(3) 精神保健・難病患者支援

① 相談・支援体制の充実 [福祉課・保健センター]

○精神障害者および難病患者の保健の充実のため、保健所との連携を取りながら、保健センターなどにおける相談、指導の推進を図ります。また、精神保健福祉手帳制度等の、発達障害者等も含めた広い範囲への広報、普及を図ります。

○「精神障害にも対応した『地域包括ケアシステム』の構築」として、近隣市町村との圏域による保健・医療・福祉関係者の「協議の場（精神障害者の安心した地域生活を支える連絡会）」の共同設置を継続します。

② 生活支援事業の充実 [福祉課]

○難病患者の生活支援事業として、ホームヘルプサービスやショートステイ、日常生活用具の給付等の充実に努めます。

③ 精神保健活動の推進 [福祉課・保健センター]

○町民への、精神障害・精神障害者に対する正しい理解の普及を図ります。

○精神科デイケアの周知と利用促進を図ります。

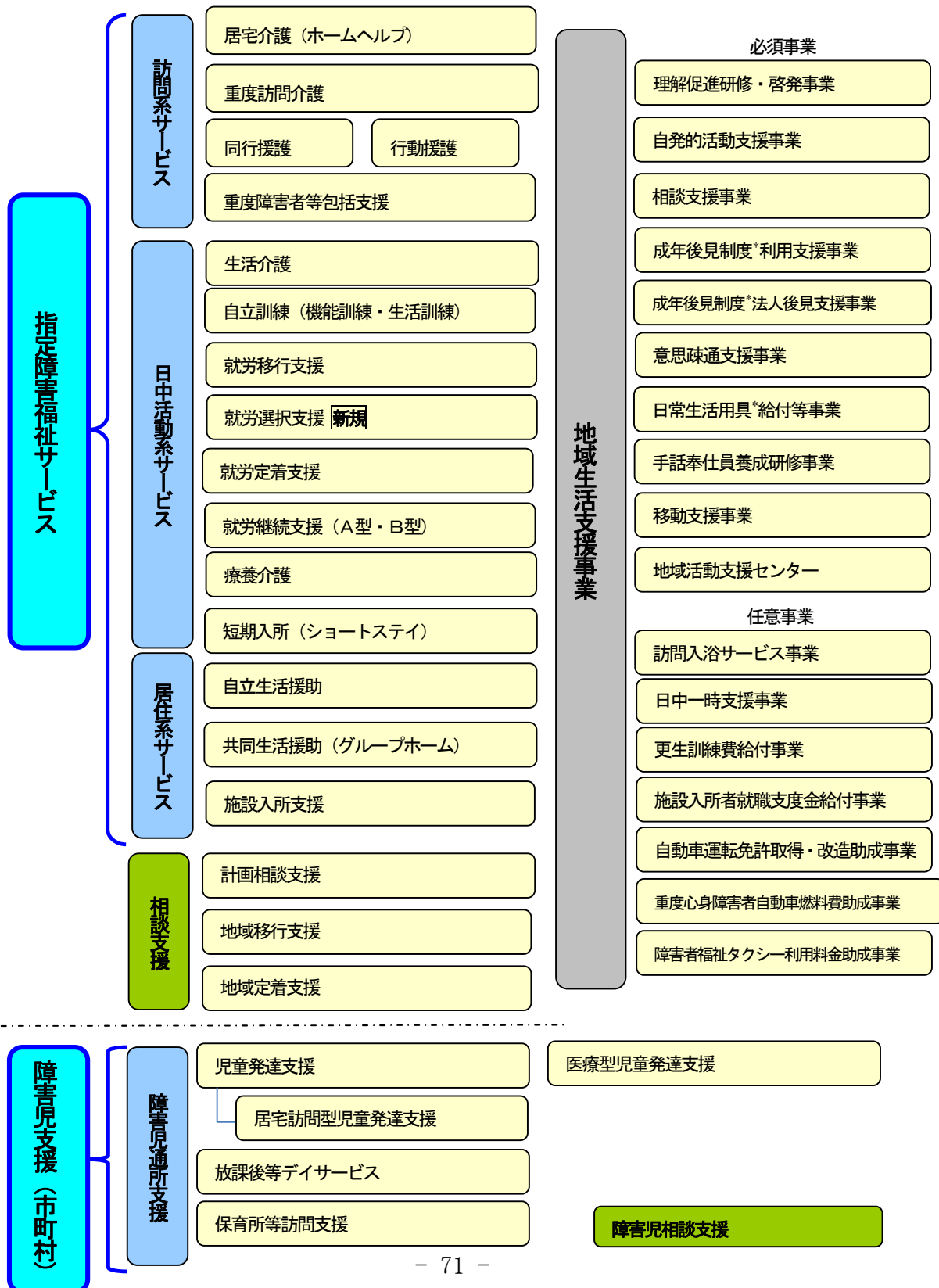
○精神障害当事者のためのサロン等の実施を継続します。

第3節 小さな施策を大きな夢につなげる福祉サービス

1 福祉サービスの充実

【現状と課題】

令和6年4月現在、障害のある人への福祉サービスは、下図のようになっています。



このうち「地域生活支援事業」の方は、利用料等具体的な内容を市町村が主体的に、利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスであり、本町の障害福祉施策の特色を出すものとして、適切なサービスメニューを、力を入れて推進していく必要があります。

「指定障害福祉サービス」の部分では、重度視覚障害者（児）の外出時に同行して移動に必要な情報の提供や援護を行う「同行援護」が、「整備法」により新たに“訪問系サービス”の1つとして位置づけられて、平成23年10月1日から給付されています。また、「地域移行支援」・「地域定着支援」（※両者を併せて「地域相談支援」と総称します）が新たに個別給付として創設され、平成24年4月1日から給付が開始されています。従来“日中活動系サービス”の1つとして提供されていた「児童デイサービス」については、児童福祉法に基づく「児童発達支援」または「放課後等デイサービス」として実施されることに変更され、障害福祉のサービスからは外れることになりました。

さらに、「サービス等利用計画」作成の対象者の大幅な拡大が図られ、障害福祉サービスまたは「地域相談支援」を利用するすべての障害のある人を対象とすることになっています。第5期障害福祉計画期間から、「就労定着支援」・「自立生活援助」・「居宅訪問型児童発達支援」の3つのサービスが、第7期期間からは新たに「就労選択支援」が、それぞれ開始されています。

今後も、障害のある人の地域におけるよりその人らしい生活が可能となるよう、一人ひとりのニーズに対応すべく“訪問系サービス”や「日中活動の場」、「居住の場」に関する各種サービスの充実を図るとともに、自立生活を支援するよう総合的に提供していき、小さな施策を「大きな夢」につなげていく必要があります。令和5年度末現在、町内にある障害者通所事業所は、『千樹の里』と『福祉サービスときがわ』の2か所で、『千樹の里』が「生活介護」と「就労継続支援B型」、『福祉サービスときがわ』が「就労継続支援B型」のサービスを提供しています。また、同一の運営法人によるグループホーム1か所が開設されています。障害のある人になるべく住み慣れた身近な地域の中で生活していくことを重視、町内外の施設と連携を深めつつ活用にも努めていくことなど、地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備に力を入れ、その充実を図っていきます。

なお、それらのサービスは高齢者福祉のものと共有できる部分も多いことから、サービスをより効率良く充実させるため、連携を図っていくことも重要になっています。

あわせて、地域で自立した生活を営むためには、経済的な支援が確保されていることも大切であり、各種の年金・手当など、経済的支援制度の周知と利用の促進に努める必要があります。「発達障害」については、厚生労働省による障害年金の認定基準が平成23年6月に変更され、広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）などのある人も、障害の状況や日常生活能力等によっては受給が可能となっています。

【具体的な施策・事業】

(1) 利用しやすい体制づくり

① 障害者ケアマネジメント体制の充実（サービスコーディネート機能の確立）

〔福祉課〕

- 障害福祉サービスを適切に受けられるよう、障害の特性に応じた「サービス等利用計画」・「障害児支援利用計画」の作成を推進します。
- 町職員のケアマネジメント研修受講を推進し、専門的な知識・技能を持った相談員を確保します。
- 障害当事者への情報提供やサービスに関する相談を行い、自立支援制度の円滑な実施を図ります。
- 「自立支援協議会」の充実に努め、障害のある人一人ひとりの状況やニーズに合った支援を行える基盤の整備を進めます。

見込み量

種 別 指定計画相談支援・障害児相談支援・指定地域相談支援

○計画相談支援

障害福祉サービスまたは「地域相談支援」を利用する障害のある人のサービス利用計画を作成し、支援を行います。

○障害児相談支援

障害児通所サービスの利用を希望する人に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した「障害児支援利用計画」を作成します。

○地域移行支援

障害者支援施設入所者や病院に入院している精神障害者を対象にして、地域生活に移行するための相談や支援を行います。

○地域定着支援

施設や病院から地域移行した人、単身であったり家族の状況等により支援が必要な人を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行います。

区 分		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援		人数(人/年)	107	108	108
障害児相談支援		人数(人/年)	5	4	5
地域相談支援	地域移行支援	人数(人/年)	1	1	1
	地域定着支援	人数(人/年)	2	2	3

〔サービス量の確保のための方策〕

- ・障害福祉サービスを利用するすべての障害のある人のために指定特定相談支援事業所が適切なサービス利用計画を作成することができるよう、提供体制の整備を進め、障害者ケアマネジメントの充実を図ります。委託相談支援事業所と連携し、地域の

ニーズの多角的な把握と、サービス利用の促進に努めます。また、福祉課において、ケアマネジメントの手法を用いて、専門的な視点から障害のある人の地域生活支援に取り組みます。

② サービス情報の提供 〔福祉課〕

○利用者がサービスを選択しやすいよう、事業者などと連携し、それぞれの実施しているサービスの内容について情報提供に努めます。

③ サービス利用手続きの簡素化 〔福祉課〕

○サービス利用の前提となる手帳取得に関する経費の補助や、申請書類の簡素化を図るなど、サービスを利用しやすい体制づくりを進めます。

④ サービス事業者の参入の促進 〔福祉課〕

○さまざまな運営主体の福祉サービス事業者の参入を促進し、サービスの提供基盤の充実に努めます。

(2) 地域生活支援の推進

① 訪問系サービスの充実 〔福祉課〕

○身体介護・家事援助などの介護や移動の際の支援を必要とする障害のある人がそれらを受けられるよう、居宅介護事業者の参入の促進に努めます。

見 込 み 量

種 別 指定障害福祉サービス（訪問系サービス）

○居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

○重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

○同行援護

重度視覚障害者（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護を行います。

○行動援護

知的、精神障害者で自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

○重度障害者等包括支援

介護の必要性がきわめて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計時間数 (時間/月)	1,305	1,365	1,365
人数(人/月)	33	36	36

〔サービス量の確保のための方策〕

- ・事業所の参入を促進し、本町内に訪問拠点を置くよう要請していくとともに、サービス利用者へのわかりやすい事業所情報の提供に努めます。

② 入浴サービスなどの充実 〔福祉課〕

- 入浴が困難で施設にも通所できない重度障害等のある方に、定期的に在宅で入浴サービスを提供します。

見 込 み 量

種 別 地域生活支援事業（任意事業）

○訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用見込み者 数(人/月)	6	7	7

〔サービス量の確保のための方策〕

- ・引き続き事業者による業務委託を行い、必要サービス量を確保していきます。

③ ショートステイなどの推進 〔福祉課〕

- ショートステイについては、需要に応じることができるよう、近隣の指定事業者や福祉施設との連携に努めます。

- 短時間の預かりなどを行うレスパイトサービスについて、事業者と連携を図り、促進に努めます。

見 込 み 量

種 別 指定障害福祉サービス（日中活動系サービス）

○短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

区 分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
合計日数 (人日/月)	45	12	50	12	56	16
人数(人/月)	11	3	12	3	14	4

〔サービス量の確保のための方策〕

- ・サービス利用者・家族のニーズを見極め、近隣の事業所の情報を提供するとともに、事業者への働きかけを行い、サービスの迅速かつ円滑な利用の支援に努めます。

種 別 地域生活支援事業（任意事業）

○日中一時支援事業

障害のある人などの日中の活動の場を確保し、その家族の就労支援と一時的な休息を図ります。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用見込み者数(人/月)	4	5	6

〔サービス量の確保のための方策〕

- ・登録事業者と連携を図るとともに、事業所への支援を行い、事業を推進します。

④ 補装具費・日常生活用具の給付の充実 【福祉課】

○身体上の障害を補い、日常生活を容易にする補装具の費用を給付し、自立生活の支援・充実を図ります。

○障害のある人と難病患者の日常生活が円滑に送れるよう、日常生活用具の給付を行い、また制度の周知に努めます。

○福祉機器（補装具や日常生活用具）の普及を図るため、『ときがわまつり』などでの展示・紹介を継続します。また、保健センター内での展示を継続します。

見 込 み 量

種 別 地域生活支援事業（必須事業）

○日常生活用具給付等事業

重度障害者に対し自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

事業名	給付等年間見込み件数		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 介護・訓練支援用具	2	2	2
② 自立生活支援用具	2	2	2
③ 在宅療養等支援用具	3	3	3
④ 情報・意思疎通支援用具	2	2	2
⑤ 排せつ管理支援用具	288	288	300
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1	1	1
合 計	298	298	310

〔基本的な考え方〕／〔サービス量の確保のための方策〕

- ・必要に応じて、障害のある人の日常生活に即した給付品目の見直しも検討しながら支援していきます。

⑤ 在宅精神障害者への配慮 〔福祉課〕

- 在宅の精神障害者に対し、障害の特性や他の障害への施策との均衡に配慮しながら、施策の充実を図ります。

(3) 「日中活動の場」の充実

① 日中活動系サービスの推進 〔福祉課〕

- “日中活動系サービス”の「生活介護」「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」「療養介護」の各事業の利用を促進し、障害のある人の日中活動の機会および場の確保を図ります。

見 込 み 量

種 別 指定障害福祉サービス（日中活動系サービス）

○生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計日数 (人日/月)	1,122	1,144	1,144
人数(人/月)	51	52	52

〔サービス量の確保のための方策〕

- ・町内事業所に定員増や新規の障害福祉サービス事業所の立ち上げを要請するとともに、町内および近隣の提供事業者との連携を強化して町内への事業者の誘致を図り、サービス量を確保していきます。

また、町内および近隣の事業所と日頃から情報を共有し、空き状況の確認等、最新の情報を利用者および町民に周知できるよう努めます。

○自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

☆機能訓練

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計日数 (人日/月)	22	22	22
人数(人/月)	1	1	1

☆生活訓練

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計日数 (人日/月)	44	22	44
人数(人/月)	2	1	2

〔サービス量の確保のための方策〕

- ・利用者が希望する事業所を利用できるよう、近隣の提供事業者との連携を強化するとともに、広く情報収集を行い、サービス量を確保していきます。

○療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数(人/月)	3	3	3

〔サービス量の確保のための方策〕

- ・事業開始時より町内に利用者はいませんが、利用ニーズがあれば広域的な枠組みで提供事業者（医療機関）との連携を図り、ニーズを見据えたサービス量を確保していきます。

② 地域活動支援センターの整備

〔福祉課〕

○近隣の市町村との連携を強化し、「地域活動支援センター」である『地域活動支援センターあすみーる』および『比企生活支援センター』についての広報（情報提供）に努め、本町の障害のある人の利用の促進を図ります。また、広域的な対応による新しい支援センターの設置について検討を行います。

見 込 み 量

種 別 地域生活支援事業（必須事業）

【本町内分はなく、すべて他市町村分】

事業名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
地域活動支援センター	2	11	2	12	2	12

注：表中の左側は実施見込み箇所数、右側は利用見込み者数

〔基本的な考え方〕

- ・障害のある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場を設けます。

〔サービス量の確保のための方策〕

- ・引き続き『地域活動支援センターあすみーる』および『比企生活支援センター』に業務委託を行い、広域によるサービス量の確保を維持します。

(4)「居住の場」の充実

① 住宅改修費助成制度の普及 【福祉課】

○日常生活が円滑に送れるように住宅改修の助成を行う「重度身体障害者住宅改造助成」や「生活福祉資金貸付制度の住宅資金」などの周知・普及、利用促進を図ります。

② グループホームなどへの支援 【福祉課】

○障害のある人の自立生活の促進・支援のため、生活拠点であるグループホーム等の設置に関し、支援に努めます。また、入居する障害のある人への家賃補助等の支援を継続します。

見 込 み 量

種 別 指定障害福祉サービス（居住系サービス）

○共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で、おもに夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている人にはサービスも提供します。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数(人/月)	25	25	26

○自立生活援助

障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた適切な支援を行います。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数(人/月)	1	1	2

〔サービス量の確保のための方策〕

- ・近隣の提供事業者との連携を強化するとともに、町内の事業者によるグループホーム等の設置への支援に努め、サービス量に対応した支援を図っていきます。

③ 入所施設利用者への支援 【福祉課】

○真に入所が必要な重度障害者などについて、「施設入所支援」事業の利用を促進し、広域的に施設と連携を深めながら入所の支援を行います。

見 込 み 量

種 別 指定障害福祉サービス（居住系サービス）

○施設入所支援

施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数(人/月)	26	27	27

〔サービス量の確保のための方策〕

- ・近隣の施設との連携を強化し、入所調整を行って、目標量を確保していきます。

（５）高齢者福祉との連携

① 連携の促進 〔福祉課・保健センター・地域包括支援センター〕

○障害のある人への福祉サービスと高齢者への福祉サービスで、共通性のあるものについて、サービスの利用促進の観点から連携を図ります。

また、高齢者サービスの障害者サービスへの拡大や新たに創設された「共生型サービス」の導入を図るため、ホームヘルパーが障害のある人の特性に対応できる知識や技術等を身に付けられるよう、研修などを進めます。

○高齢者になっても、障害福祉にしかないサービスについては継続して利用することができるとの広報・周知に努めます。

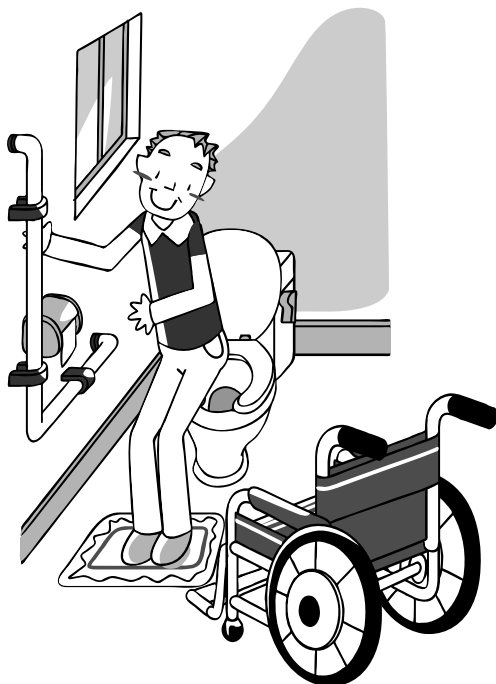
（６）経済的支援制度の利用の促進

① 各種年金・手当等の利用促進 〔福祉課・町民課〕

○障害のある人および家庭の生活の安定のため、各種年金や手当など経済的支援制度の周知と利用の促進を図ります。

② 各種資金貸付の利用促進 〔福祉課・町社会福祉協議会〕

○障害のある人の日常生活の改善や社会参加の促進のため、「埼玉県障害者福祉資金」、「生活福祉資金（更生資金、福祉資金）」などの周知と利用の促進を図ります。



第4節 個性が輝く教育、温もりにふれる余暇活動

1 障害児の保育・教育の充実

【現状と課題】

障害のある子どもの可能性を最大限伸ばして輝かせ、将来社会的に自立していけるよう図るため、子どもたち一人ひとりの個性や適性に応じた保育・療育および教育は重要な役割を果たしています。本町では、第2節－1で述べたような「療育体制の充実」を図っています（→66～68 ページ）が、学校教育においてもさまざまな工夫をこらしています。

令和5年度現在で「特別支援学級」を、町立の小学校（全3校）に5学級、中学校（全2校）に4学級設置しています。今後も、さまざまな障害のある児童生徒を学校教育全体の中で受けとめ、多様な教育（「特別支援教育」）を展開することにより、障害のある個々の児童生徒に、“個”に応じた最も適切な教育の場を確保していくことが大切です。

また、平成23年7月の障害者基本法改正によって、障害のある児童生徒が障害のない児童生徒とともに教育を受けられる「インクルーシブ教育・統合教育」の方向性が、「特別支援教育」と並ぶ学校教育におけるもう1本の柱として示されました。「ノーマライゼーション」の理念や「ともに生き、ともに参画する社会」を実現するためには、子どもの頃から障害のあるなしにかかわらず「ともに育ち、ともに学ぶ」という考え方が大切であることから、学校教育における障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との「交流および共同学習」を拡充するとともに、放課後児童対策の推進を図ることが必要です。児童生徒の指導に当たる教職員が障害や障害のある児童生徒に対する認識と理解を深める必要があることから、教職員への研修をいっそう充実させることが重要になります。

さらに、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の発達障害などについても、教職員の理解をいっそう深める必要があります。

また、義務教育就学前の障害のある子どもの育成に関しては、保育園等への障害児の受け入れを促進したり、障害児の通園訓練への支援に努めることが課題となります。

●町内保育園・こども園における障害児受け入れの状況

	年 次	受け入れ人数			
		3歳まで	4歳	5歳	合 計
保 育 園 2 園・認定こど も園 1 園の 合計	令和3年	3	3	0	6
	4年	3	2	1	6
	5年	2	2	2	6

【具体的な施策・事業】

(1) 障害児保育の充実

① 障害児保育の促進 [福祉課・総務課]

○保育園・幼稚園への障害児の受け入れを促進し、また、保育士の研修の充実などに努めます。

② 放課後児童対策の推進 [福祉課・生涯学習課]

○放課後などの障害児の保育や見守りの場として、加配の指導員を付けるなど学童保育や、放課後子ども教室などでの受け入れ、保育の充実に努めます。

見 込 み 量

種 別	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量 (人)	定量的目標(見込み) (人)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	3	1	1	1
認定こども園	3	1	1	1
放課後児童健全育成事業	3	1	3	3

(2) 就学支援・教育相談の充実

① 就学支援の充実 [福祉課・教育総務課]

○障害の種類や程度・特性を正しくとらえ、障害児一人ひとりに最も適した教育の場を提供できるよう、「就学支援委員会」などによる適正な就学支援に努めます。

○就学支援の充実のため、就学支援担当者の研修を推進します。

○母子保健事業や保育園・幼稚園などとの連携を図り、障害児の保護者への情報提供の充実を図ります。

② 教育相談体制の充実 [教育総務課・家族相談支援センター]

○「さわやか相談員」「教育相談員」による日常的な教育相談の充実を図ります。また、「スクールカウンセラー(SC)」、「スクールソーシャルワーカー(SSW)」を配置し、学校と協力して発達障害や多様な課題を抱える児童生徒への学習支援や教育相談を実施します。

○障害児の状況の変化をみながら、より適切な教育ができるよう、特別支援教育担当者の充実、関係機関との連携の推進等、校内就学相談体制の充実に努めます。

(3) 障害児への教育の充実

① 特別支援教育の推進 [教育総務課]

○障害のある児童生徒の良さや可能性を伸ばし社会的な自立を図るための教育活動を、「特別支援教育コーディネーター」を活用しながら推進するとともに、「個別の指導計画」を作成して個に応じた指導内容の充実に努めます。

○研修機会を充実して教職員の資質の向上と障害児(者)への理解の促進を図ります。また、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等に対する理解を深めるための教職員の研修を実施します。

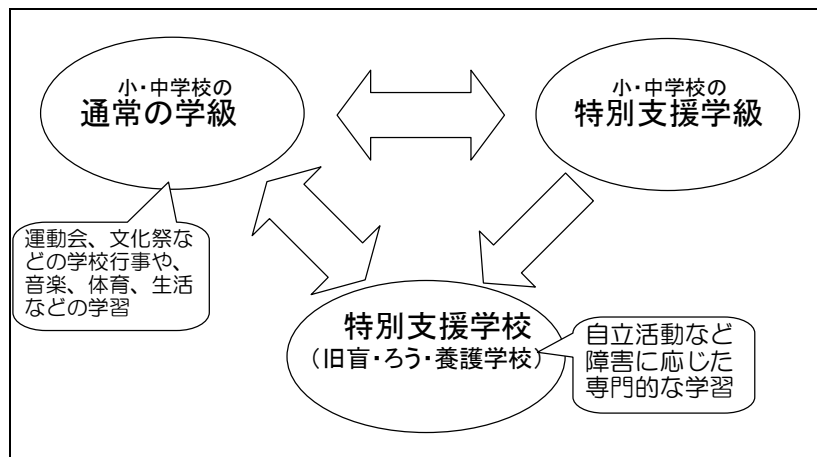
○通常の学級に在籍する特別な支援の必要な児童生徒について、「生活支援員」の配置など、児童や生徒の個性や可能性に配慮した支援・指導や「通級による指導」の充実を図ります。

② 交流・共同学習の推進 [教育総務課]

○障害児(者)への理解と適切な関わりや援助について学び、「ノーマライゼーション」の理念の実現をめざして、「支援籍」制度など教職員・保護者・児童生徒が一体となった交流・共同学習を推進します。

○通常の学級と特別支援学級や特別支援学校との交流・共同学習のほか、「総合的な学習の時間」等を利用した施設訪問や車いす・手話体験などの実施を促進します。

●「支援籍」制度のイメージ



③ 教育条件の整備 [教育総務課]

○肢体不自由児などの就学に際しては、必要に応じて学校施設・設備の改修等の実施を図ります。

④ 関係機関との連携強化 [教育総務課]

○障害の重複化・重度化に対応し、適切な指導や教育を行えるように、福祉・医療・専門的教育機関など、関係機関とのいっそうの連携強化に努めます。

2 各種活動の促進

【現状と課題】

人は仕事に就いて働くだけでなく、「余暇活動」も行ってはじめて真に“人間らしい生活”を送っていると言えるでしょう。人の“生活の質”を向上させるうえで、スポーツ・レクリエーション、文化芸術等の温もりにふれる余暇活動は重要な役割を果たします。その人自身が参加への意欲を持ち努力するとともに、すべての人が社会参加できるような環境づくりを進めることが重要な条件と言えます。平成30年6月には「障害者文化芸術活動推進法」が公布・施行されており、今後も引き続き、すべての人が気軽に参加できるよう、スポーツ・文化等の活動の充実、サークル活動などの自主的な活動への支援が必要です。

また、障害のある人が地域や社会に「完全に参加」しているとはまだ言い難いのが現状です。例えば、視覚障害者や聴覚障害者などは、その感覚機能の障害によって情報の収集やコミュニケーションの確保に大きなハンディキャップを抱えています。こうした障害のある人の日常生活の利便性の向上を図り、自立と社会参加を促進するためには、障害のある人が迅速かつ的確に情報を収集しコミュニケーション手段を確保できる環境づくりが、重要な課題であり続けます。またICT（情報通信技術、情報コミュニケーション技術）の急速な進展により、障害のある人も家などにいながら世界とつながり、他者とコミュニケーションをとって必要な情報の収集や発信をしたりすることが可能になりました。これに対応して、ICT技術の向上やパソコンを利用するための支援等が必要となっています。

障害のある人にとって、障害関連団体の存在は、相談・情報提供の場、支え合い・助け合いの場、レクリエーションや社会参加の場としてかけがえのないものとなっています。障害のある人やその家族が運営している各種当事者団体活動への支援も重要です。令和5年度現在、町内には『ときがわ町障害者福祉会』があり、今後とも、いっそうの活性化につながる支援を行っていきます。



【具体的な施策・事業】

(1) コミュニケーション支援施策の充実

① 各種支援体制の充実 [福祉課]

- 聴覚障害者のコミュニケーション手段の確保・充実のため、手話通訳派遣制度および手話奉仕員養成事業の充実を図ります。
- 要約筆記者派遣事業の実施を継続します。
- 点訳奉仕員養成事業および朗読奉仕員養成事業の広域による実施を検討します。
- 図書館において対面朗読事業(視覚障害者の希望に応じて朗読する)、録音図書の製作事業(視覚障害者から希望のあった図書をテープに吹き込む)および市販の文芸作品の録音テープ等の購入を推進します。

見込み量

種 別 地域生活支援事業(必須事業)

○意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思の疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

事業名	①は実設置見込み者数、②・③は年間実利用見込み者数		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 手話通訳者設置事業	0	0	0
② 手話通訳者派遣事業	20	22	24
③ 要約筆記者派遣事業	1	1	1

〔基本的な考え方〕 / 〔サービス量の確保のための方策〕

- ・手話通訳者および要約筆記者について、『埼玉聴覚障害者情報センター』に委託して利用者への派遣を行います。

② 情報バリアフリーの促進 [福祉課・企画財政課・生涯学習課]

- ICTの急速な進展に対応するため、公民館事業等での「ICT講習会」の開催などによる障害のある人のICT技能の向上と、障害のない人との情報格差(デジタルデバイド)の縮小を図ります。
- 「点字図書」、「視覚障害者用ポータブルレコーダー」、「拡大読書器」等の「日常生活用具」の支給を通じて、視覚障害者の方々も読書ができる環境を提供します。

(2) 余暇活動の促進

① 社会参加への支援 [各担当課・福祉課]

- 障害のある人が利用しやすいような公共施設の管理運営に配慮します。
- 障害のある人が公共施設を利用する場合の使用料の軽減について検討を行います。

○町主催の催しものにおいて、聴覚障害者が参加できるよう手話通訳の導入に努めます。
また、視覚障害者についても、配慮するよう努めます。

② 生涯学習活動の促進 〔生涯学習課・社会福祉協議会〕

- 障害のある人もない人も、ともに参加し、一緒に学べる各種講座やスポーツなどの教室の開催に努めます。
- 手話等のボランティアなどの協力を得て、各種講座や教室などへ参加できる条件を整えていきます。
- 障害者団体による自主的な学習活動への支援に努めます。

③ スポーツ・レクリエーション活動の振興 〔福祉課・生涯学習課〕

- 障害者スポーツの振興を図るとともに、スポーツを通じての障害のない人との交流や社会参加を図ります。また、県および比企地区が主催する「障害者スポーツ・レクリエーション大会」や町の体育祭等への障害のある人の積極的な参加を呼びかけます。
- 障害者スポーツ、レクリエーション指導員の養成に努めるとともに、障害のある人のスポーツ事業を企画・運営する指導者の育成も図ります。

④ 文化活動の振興 〔生涯学習課・社会福祉協議会〕

- 手話ボランティアなどの協力を得ながら、文化芸術活動への参加を支援します。
 - 発表会や作品展など、文化芸術活動の成果を発表する活動を支援します。
- 特に、「比企地域自立支援協議会」の「精神障害者の安心した地域生活を支える連絡会」が中心となって毎年、障害のある方々の作品を発表している『ココロをつなぐ芸術展』の開催継続を検討していきます。

(3) 団体活動への支援など

① 障害者関連団体の活動促進 〔社会福祉協議会〕

- 障害者関連団体の育成を図るとともに、自主的に活動できるよう、団体の事務局機能を担うなど支援を行います。
- 障害者団体が行う福祉教育や情報提供活動などへの支援を行います。

見込み量

種 別 地域生活支援事業（必須事業）

○自発的活動支援事業

障害のある人等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

事業名	実施見込み（実施の有無）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	有	有	有

〔サービス量の確保のための方策〕

- ・地域のニーズを検証し、近隣の市町村の状況をふまえながら事業を実施していきます。

② まちづくりへの参画機会の拡充

〔総務課・企画財政課〕

○まちづくりにおいて障害のある人の意向が反映できるよう、町の各種審議会等の委員選出の際に障害のある人を選出するように努めるなど、障害者参画システムの確立・維持を図ります。



第5節 地域に根ざした就労の場づくり

1 地域資源をいかした就労の場づくり

【現状と課題】

就労することは、生活していくための糧や生きがいなどを得るための手段であるだけでなく、「社会参加」の最たるものの一つでもあると言え、旧障害者自立支援法を含めた障害者総合支援法およびそれに基づく国の「基本指針」などの中においても、特に力を入れて取り組んでいくべき事項と位置づけられてきました。障害者トライアル雇用事業等が実施され、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援も受けやすくなるなど、多くの新しい施策・事業が進められています。

本町では、町内における雇用の場が非常に限られていることなどにより町としての本格的な就労支援事業についてはあまり進んでいない状況にありますが、今後は、事業主への働きかけなど、関係機関と連携してよりいっそうの支援に取り組んでいく必要があります。また、民間事業者における障害者雇用を促進するためには、まず町役場および関連機関が率先して障害者雇用を励行することが重要ですが、令和3～5年度の本町の障害者雇用率は順に3.4、2.5、3.22%で、法定の基準を達成しています。

今後は、公共職業安定所（ハローワーク）や近隣市町村との連携を図りながら、障害当事者への情報提供によりいっそう努めていくことが重要です。また、各種の職業訓練施設について障害のある人への周知を行い、それら施設との連携を強化していくことも大切になります。

しかし、障害のある人の中には、民間事業所や官公署における“一般就労”が困難な人も少なくありません。そこで「福祉的就労」の場の整備・充実が重要な課題となっています。

本町には障害のある人の日中活動や就労・自立に向けての訓練、また福祉的就労の場として令和5年度末現在、「生活介護」・「就労継続支援B型」提供施設が1か所、「就労継続支援B型」提供施設が1か所あり、障害のある人が就労していますが、支援を継続し、活動内容・活動環境のいっそうの充実を図っていくことが必要です。

さらに、障害のある人の就労を支援してくれる企業を支援するような施策・事業を導入し、木工、建具業など地場産業の事業所での雇用について、地域資源をいかす形で促進していくことが、長期的な課題・目標となっています。



【具体的な施策・事業】

(1) 障害のある人の職業的自立

① 関係機関との連携強化 [福祉課・産業観光課]

○障害のある人の就労と雇用の安定を図るため、公共職業安定所(ハローワーク)をはじめ、埼玉障害者職業センター、職業能力開発校、障害者就業・生活支援センターおよび「就労移行支援」等サービス提供事業者などとの連携を維持、強化します。

見込み量

種別 指定障害福祉サービス(日中活動系サービス)

○就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計日数 (人日/月)	22	22	44
人数(人/月)	1	1	2

○就労選択支援 **新規**

就労を希望する障害のある人に、就労・障害福祉サービスを利用する前にアセスメント等を実施し、適切な就労・障害福祉サービスを利用できるようにサービス等の選択に関する支援を行います。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数(人/月)	0	0	0

○就労定着支援

障害のある人本人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題の解決に向けて必要となる支援を行います。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数(人/月)	2	2	1

〔サービス量の確保のための方策〕

- ・近隣の事業者へ町内での事業立ち上げを要請するとともに、その実現までは、利用者が通所可能な事業所の情報提供を行うことで利用者を支援し、サービス見込み量を確保します。



見込み量

種 別 地域生活支援事業（任意事業）

○施設入所者就職支度金給付事業

施設における訓練の終了者などに就職支度金を給付し、障害のある人の社会復帰の促進を図ります。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用見込み者数(人/月)	1	1	1

〔サービス量の確保のための方策〕

- ・障害福祉サービス利用者の中から対象者を把握し、制度の利用支援および各年度の予算確保に努めます。

② 職業リハビリテーションの周知

〔福祉課・産業観光課〕

○保健所・公共職業安定所などと連携し、通院患者リハビリテーション事業や職場適応訓練などの制度の周知に努めます。

（２）一般就労の推進

① 公的機関の雇用の推進

〔総務課〕

○障害のある人の町職員としての雇用について、今後も採用を積極的に検討し、法定雇用率の達成・維持に努めます。

○出先機関など、少しずつバリアフリー化を進め、障害のある町職員の職場環境の整備に努めます。

② 一般就労の促進

〔福祉課・産業観光課〕

○障害のある人の民間企業などでの雇用の拡大のため、障害者雇用促進月間などの啓発を実施するとともに、雇用助成金制度などの周知に努めます。

○民間企業などにおいて障害のある人を雇用しやすくなるよう、施設整備などの改修への支援を行います。また、その制度の普及を図ります。

○『障害者就業・生活支援センターZAC』（NPO法人東松山障害者就労支援センター）の事業内容等について周知に努め、障害当事者による企業就労に向けた取り組みを促進します。

○就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性の向上を図るため、関係機関等との連携を取りつつ「職親委託制度」の周知に努めます。

○町独自の施策として、障害のある人の社会参加の促進を図ることを目的に、「更生訓練費（訓練のための経費と通所のための経費を合算したもの）」を支給します。

見込み量

種別

地域生活支援事業（任意事業）

○更生訓練費給付事業

一定の要件を満たす「就労移行支援」、「自立訓練」事業の利用者に更生訓練費を給付し、障害のある人の社会復帰の促進を図ります。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用見込み者数(人/月)	3	2	2

（３）福祉的就労の促進

① 福祉的就労の充実〔産業観光課・福祉課〕

- 福祉施設などの製品を販売する「福祉の店」などの支援に努めます。
- 町が行う物品および役務の調達について、「ときがわ町障害者優先調達推進方針」に基づき、障害者就労施設等からの優先調達に努めます。
- 「就労継続支援」サービス提供事業所と連携を図り、事業の促進に努めます。

見込み量

種別

指定障害福祉サービス（日中活動系サービス）

○就労継続支援（Ａ〔雇用〕型・Ｂ〔非雇用〕型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

「Ａ型（雇用型）」は、事業所内において雇用契約に基づき就労機会を提供し、「Ｂ型（非雇用型）」は、雇用関係を結ばず就労の機会や生産活動の機会を提供します。

☆Ａ型

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計日数 (人日/月)	0	0	0
人数(人/月)	0	0	0

〔サービス量の確保のための方策〕

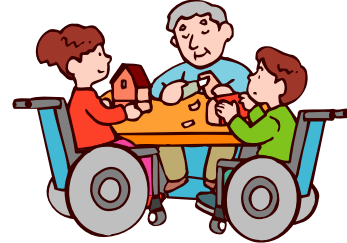
- ・計画相談事業所の活用等を通じて、利用者のニーズに合った町外のＡ型事業所の紹介や見学の手配等の支援を行うとともに、近隣の提供事業者の把握に努めます。

☆Ｂ型

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計日数 (人日/月)	792	814	836
人数(人/月)	36	37	38

〔サービス量の確保のための方策〕

- ・町内事業所に定員増や新規の障害福祉サービス事業所の立ち上げを要請するとともに、町内および近隣の提供事業者との連携を強化して町内への事業所の誘致を図り、サービス量を確保していきます。また、町内および近隣の事業所と日頃から情報を共有し、空き情報等、最新の情報を利用者および町民に周知できるよう努めます。



第6節 活動を支えるまちづくり

1 「福祉のまちづくり」の推進

【現状と課題】

障害のある人が安全に日々を送り、社会のあらゆる分野に参加し活動するためには、さまざまな物理的障壁（バリア）を取り除いていくこと、またそもそもはじめから障壁をつくらぬようなまちづくりを進めていくことが基本的条件となります。

そのためには、障害のある人や高齢者をはじめ「すべての人にやさしいまち」、「誰にでも公平に使用でき、年齢や能力に関わりなくすべての人が住みやすい福祉のまち」づくりを進めていくことが必要です。

本町ではこれまでも「バリアフリー新法」（※通称）や「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づいて、歩道や点字誘導ブロックなどの整備、捨て看板等の撤去、鉄道事業者と協力しての駅の整備などを図ってきました。しかし、バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点から町内にある建築物、道路、公園、住宅等をみた場合、まだ十分とは言えません。今後も引き続き、「埼玉県福祉のまちづくり条例」等の普及に努めるとともに、町全体でバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進を図っていく必要があります。

また、そうしたハード面の環境を整備していくこととともに、障害のある人などの外出・移動手段の整備を推進する“ソフト面”の支援施策も必要とされています。

地区によっては山坂が多く、道路などの物理的な整備には限界があり、公共交通が一般的に不便な本町においては、「生活サポート事業」の移送サービス、社会福祉協議会が行う「移送サービス」、「福祉タクシー券利用料助成」制度、そして地域生活支援事業の「移動支援事業」などにより障害のある人の移動手段の確保を図ってきたところです。また、重度視覚障害者（児）の外出時に同行して移動に必要な情報の提供や援護を行う「同行援護」が、「整備法」により新たに位置づけられ、平成23年10月1日から給付されています。しかし、これらの制度には利用時間や使用量の制限があり、支援の必要な方の移動ニーズに十分には対応できない状況で、今後もソフト面の支援施策について、関係機関や、さらには事業者、町民とも協力・連携のいっそうの強化に努めていくことが大切です。

●外出するときに困ること（自由記入式設問）

身体障害者	・歩道が狭い ・公共施設にスロープ、洋式トイレ、障害者用トイレが少なく不便 ・本庁舎にエレベーターがない。とても苦しい ・電車や路線バスの便数が少ない、駅やバス停が遠い ・街灯が少なく夜間は暗くて危険
知的障害者	・交通が不便で車の運転ができないと生活しにくい ・障害があることに気づいてもらえない ・歩道がない道が多く危険

資料：アンケート調査

【具体的な施策・事業】

(1) 「福祉のまちづくり条例」の普及

① 「埼玉県福祉のまちづくり条例」の普及 【福祉課】

○県が制定した「埼玉県福祉のまちづくり条例」についてその普及に努めます。

(2) 「福祉のまちづくり」の推進

① 福祉環境の総合的整備 【企画財政課・建設環境課・福祉課】

○障害のある人が安全で快適な生活を送ることができるような都市環境の整備を促進し、総合的な福祉のまちづくりを推進します。

○障害のある人の駅利用を容易にするため、誘導装置など駅構内の整備について、沿線関係市町村と連携しながら「期成同盟会」を通じて関係機関に働きかけていきます。

○人の集まる民間施設について、県の「福祉のまちづくり条例」に基づいた整備を促進します。

○「心のバリアフリー」「心のユニバーサルデザイン」を進め、ハード面の不備等をソフト面の対応によって町民が補えるような風土づくり、福祉文化づくりを促進します。

② 公共施設の整備推進 【各施設管理課】

○町所有の施設を障害のある人や高齢者などすべての人々が利用しやすいようにするため、障害者対応トイレ・スロープ等を設置し、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を図ります。

○障害のある人が公共施設等の案内を識別できるよう、標識やサインなどの改善を進めます。

③ 道路環境の整備 【建設環境課】

○町道について、障害のある人が安心して利用できる道路の整備を図ります。

○県道について、障害のある人が安心して利用できるよう、補修、通学路に張り出した枝の伐採など県へ積極的な要望を行います。

④ 放置物などの是正指導 【建設環境課】

○違法看板などによる道路や歩道の不法占用の解消を引き続き行います。

⑤ 商店等における障害のある人等への配慮の促進 【産業観光課】

○障害のある人や高齢者が利用しやすい入り口などの整備や、ニーズに配慮した商品の陳列や品揃え、店員による誘導や説明などソフト面のバリアフリー対応が図られるよう、理解と協力を求めています。

⑥ 路線バスへの支援の継続 [企画財政課]

○障害のある人や高齢者などが気軽に外出できるよう、路線バス事業者への支援を継続し、便数の確保を図ります。

○障害のある人の利用しやすい車両の導入を促進するとともに、障害者手帳所持者の運賃軽減を継続します。

⑦ 外出・移動支援施策の推進 [福祉課・各施設管理課・社会福祉協議会]

○地域生活支援事業の「移動支援事業」の充実を図り、視覚障害のある人のためのガイドヘルプサービスを推進して、外出・移動の利便を図ります。

○「身体障害者補助犬法」の内容について食堂、宿泊施設、キャンプ場、商店等への周知に努め、その実現を図ります。

○ガイドブック『障害者の福祉ガイド』や『広報ときがわ』、町や社会福祉協議会のホームページなどにより、各種交通機関運賃や有料道路の通行料金の割引制度、「福祉タクシー利用料助成」制度および「重度心身障害者自動車燃料費助成」制度の周知と利用の促進を図ります。

○自動車を使用しての外出を支援するための「身体障害者自動車運転免許取得費補助」制度および「身体障害者自動車改造費補助」制度の周知と利用の促進を図ります。

○公共施設等の駐車場整備や、障害者専用駐車スペースの確保や標示を進めます。

○社会福祉協議会で実施する「移送サービス」の周知活動を行い、交通の不便な地域での移動手段の確保のため、ソフト面の充実を図ります。

見込み量

種別 地域生活支援事業（必須事業）

○移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進します。

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業			
実利用見込み者数	11	11	12
延べ利用見込み時間数	1,300	1,350	1,400

〔基本的な考え方〕／〔サービス量の確保のための方策〕

- ・町内外の事業所により、必要サービス量を確保していきます。



種 別

地域生活支援事業（任意事業）

○自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得および自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用見込み者数(人/月)	1	1	1

○重度心身障害者自動車燃料費助成事業

重度心身障害者の通院等に使用する自動車の燃料費の一部を助成します。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用見込み者数(人/月)	200	210	215

○障害者福祉タクシー利用料金助成事業

障害者手帳所持者に福祉タクシー利用券を交付し、初乗り運賃分の助成を行います（＊上記「自動車燃料費助成」の制度との選択制）。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用見込み者数(人/月)	60	65	70

〔サービス量の確保のための方策〕

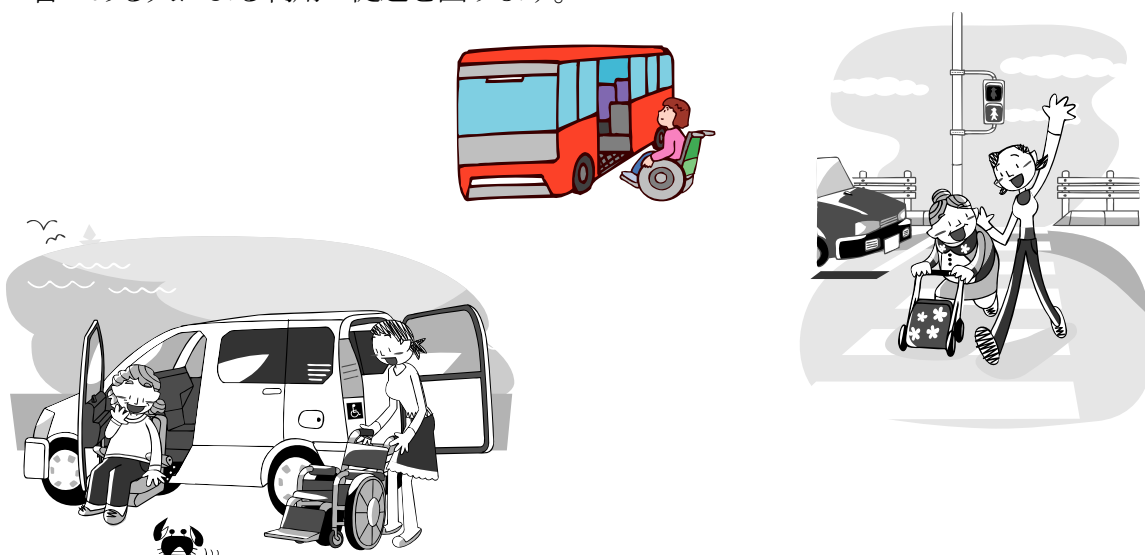
- ・適切な支給決定を行い、予算の確保を図ります。また、事業の効果を考慮したサービス内容を検討していきます。

⑧ リフト付き自動車等の活用〔総務課・社会福祉協議会〕

○障害のある人の移動手段の充実を図り、効率的な研修、視察等が実施されるよう、安全な行政福祉バス（車いす用リフト付きバス）の運行を促進します。

○町社会福祉協議会で導入しているスロープ付き自動車の貸出し事業等を活用し、障害のある人の外出を支援します。

○町社会福祉協議会が実施しているリフト付き自動車による「移送サービス」の、障害のある人による利用の促進を図ります。



2 防災・防犯体制の充実

【現状と課題】

障害のある人は、災害や犯罪に対してさまざまな不安を抱えています。障害のある人が住み慣れた地域で安全に、安心して生活できるよう、災害、犯罪等に対する備えを充実させていくことが重要な課題となっています。

特に、ひとりでは避難できないことや近所における協力体制が必ずしも十分ではないと思われること、そして避難先（避難所）での生活や医療・治療体制への不安の声等が多く挙げられており、災害時に備えたコミュニティの協力体制づくり、防災体制づくりが求められていると言えます（→22 ページ参照）。「東日本大震災」（平成 23 年）や「熊本地震」（同 28 年）、「平成 29 年九州北部豪雨」、「能登半島地震」（令和 6 年）等は、普段からの“避難行動要支援者（災害時要援護者）対策”の重要性を改めて浮き彫りにしました。

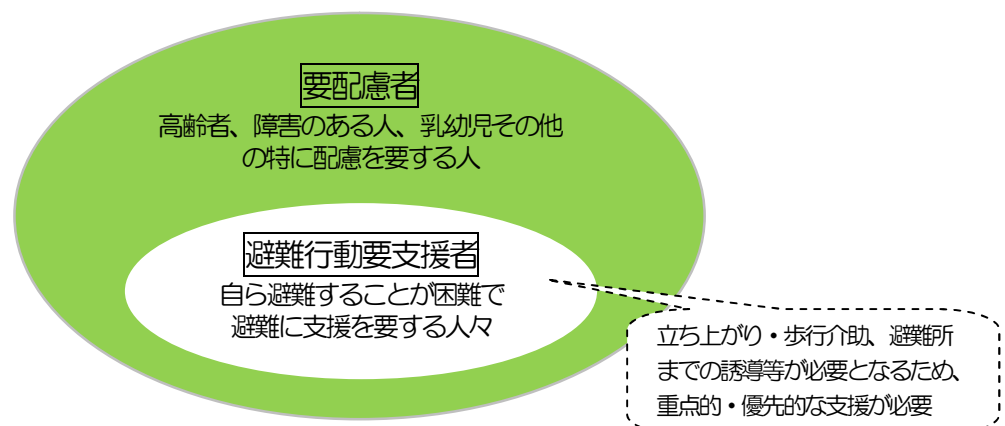
このため、町の「地域防災計画」を基本として、災害時に不安を抱えている人への対応が速やかに行えるよう、体制づくりや訓練などを実施していくことが大切になっています。特に、地域における“自主防災組織”による対応は、災害等の初期段階における重要な要素であり、地域住民の理解と協力を高めるための意識啓発と組織づくりが求められています。

町福祉課では、全国民生委員・児童委員連合会の「災害時一人も見逃さない運動」を出発点に、災害時に自力で避難所へ移動できない方や避難所で支援を必要とされる方の情報を整理し、本人または家族から同意を得たうえで「災害時避難行動要支援者名簿」を作成し、年に 2 回の更新作業も行っています。今後も、関係機関等（町役場関係課、民生委員・児童委員、消防、警察、自主防災組織など）と連携して、災害時に迅速に対応できるよう努めていきます。

さらに、避難先での専門的な対応のためには、近隣医療機関等との協定によって施策を展開していく必要も出てきます。

また、平成 23 年 7 月の障害者基本法改正で、「障害のある人の、“消費者”としての利益の擁護・増進」に関する規定が盛り込まれています。

要配慮者と避難行動要支援者



【具体的な施策・事業】

(1) 防災・防犯等対策の推進

① 住宅防災対策の推進 [福祉課・総務課]

- 民生委員と連携しながら住宅の不燃化・耐震性の向上など安全対策を呼びかけ、住民の防災意識の向上を図ります。
- 消火器や避難用補助具等の住宅用防災機器などの設置を促進し、障害のある人およびその家族の安全対策を推進します。

② 自主防災組織の設置 [福祉課・総務課]

- 災害時には、被害の防止または軽減を図るために住民の自主的な防災活動による地域での助け合いが必要であり、大きな効果が期待できることから、「自主防災組織」づくりとその育成を図ります。また、その際に障害のある人や高齢者等の避難行動要支援者（災害時要援護者）への対応についての計画づくりを行うよう要請していきます。

③ 防災ボランティア [福祉課・総務課]

- ボランティア団体の協力を得ながら迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができるよう、町内のボランティア団体等との連携を積極的に推進し、活動環境の整備を行います。

④ 災害マニュアルの作成と普及 [福祉課・総務課]

- 災害時に障害のある人が的確に避難等の対応を行えるよう、体制づくりとマニュアルの整備を進め、マニュアルについてはその徹底を図ります。
- 避難行動要支援者（災害時要援護者）への災害情報の伝達や避難支援で活用するため、すべての方の「個別支援計画」を整えます。

⑤ 避難場所の確保 [総務課・各施設管理課]

- 避難場所が障害のある人にとって安全な生活の場となるよう、その整備を図ります。そのため、学校施設等の公共施設の整備に当たり配慮を行っていくとともに、既存施設の計画的な改修を図ります。
- 障害のある人や心身に衰えのある高齢者、乳幼児等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする被災者の移送先として、あらかじめ「福祉避難所」を指定します。また、災害発生直後に避難できるよう、指定避難所等での介護・医療相談等を受けることのできる場所の確保を検討していきます。

⑥ 避難所における配慮の充実 [福祉課・総務課]

- 障害のある人や高齢者等の災害時要配慮者が、避難所においてストマ用品等生活必需品、必要な介護やプライバシーの保護を確保できるよう配慮するとともに、仮設住宅への優

先の入居に努めます。

⑦ 緊急通報システムの整備 **〔社会福祉協議会〕**

○災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、避難行動要支援者（災害時要援護者）への緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備に努めます。

⑧ リストおよびマップの活用 **〔福祉課・関連各課〕**

○町福祉課と民生委員のみで共有していた、同意のあった避難行動要支援者の情報（「避難行動要支援者名簿」等）を、庁内関係課・消防・警察・自主防災組織等とも共有して有効活用できるよう、調整を進めます。

⑨ 訓練の実施 **〔総務課〕**

○災害時要配慮者に、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験してもらうとともに、住民に対しても災害時要配慮者・避難行動要支援者の救助・救護に関する訓練を実施します。

⑩ 消費生活相談の実施 **〔家族相談支援センター〕**

○窓口での相談の他、電話での相談も受け付ける「消費生活相談」を継続し、障害のある人も含めたすべての町民の消費生活全般についての苦情や相談を受け付け、解決を支援します。



3 権利擁護のための施策の充実

【現状と課題】

障害のある人も住み慣れたまちで安全に暮らし、活動していくことができるためには、「権利擁護」の体制がしっかりと確立されていることが欠かせません。平成23年の障害者基本法改正は、障害のある人の権利擁護についての取り組みをいっそう重視する内容となったことから、権利擁護体制の充実は大きな課題であると言えます。さらに、同25年6月に制定された「障害者差別解消法」が28年4月から施行されています。同法では、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が求められており、本町においても対応が必要となっています。アンケート調査では、障害や病気が原因で日常生活で人権を損なう扱い（差別等）を受けた経験があるかについての質問で、割合は大きくはないものの職場、就労などさまざまな場面での経験が回答されており（→20ページ参照）、対応施策を進めていく必要があります。

また、「契約」に基づく制度のもとで良質な福祉サービスの提供を確保するためには、利用者の権利を守り、権利を主張することを支援していく仕組みが必要です。現在、知的障害、精神障害、認知症等により判断能力が十分でないために権利が侵害されやすい人への支援として、「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」や「成年後見制度」が行われており、本町でも平成20年4月から「ときがわ町成年後見人等制度利用支援事業」を実施しています。今後も、町福祉課と社会福祉協議会・保健センター、および地域のネットワークを結び、サービス利用についての援助を必要とする人すべてを対象とした権利擁護体制をいっそう充実させるよう努めていきます。さらに、サービス提供者と利用者間で調整のつかない苦情が生じた時などには、客観的な立場から適切な対応の取れる第三者が不可欠となります。県では県社会福祉協議会により、権利擁護などの相談事業の1つとして『福祉サービスに対する苦情受付窓口（埼玉県運営適正化委員会）』が設置されていますが、住民に最も身近な窓口である町としても、苦情対応機関との連携による体制の充実が必要です。

近年、障害のある人に対する虐待に対応していくことが急務になっていましたが、平成23年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（※通称「障害者虐待防止法」）が制定され、障害のある人への虐待防止等の取り組みにも児童や高齢者のものと同様の法的根拠が付与されました。この法律で、「市町村障害者虐待防止センター」の設置が求められています。

また、上記の障害者基本法改正では、「障害のある人が円滑に投票できるようにするための選挙等における配慮」についても盛り込まれています。本町では現在、投票所におけるスロープ、点字器、筆談セット、杖ホルダー、車いす・車いす用の記載台の設置やコミュニケーションボードの作成、点字の氏名掲示、投票の補助を行っています。今後も障害のある人にとってより投票しやすい環境となるよう努めていく必要があります。

【具体的な施策・事業】

(1) 権利擁護施策の推進

① 権利擁護の推進 [福祉課・社会福祉協議会]

- 障害のある人の権利の擁護や権利行使の援助などを行う県社会福祉協議会の『権利擁護センター』の事業内容について、周知を図ります。
- 「障害者差別解消法」やその内容について広く広報に努め、周知を図ります。
- 平成29年度に設置した「障害者差別解消支援地域協議会」を活用して検討・討議を実施し、差別解消への支援を推進していきます。

② 権利行使の支援 [福祉課・総務課（選挙管理委員会）・社会福祉協議会]

- 「成年後見制度」による支援を必要とする障害のある人について、「ときがわ町成年後見人等制度利用支援事業」を活用するなどして、利用の促進を図ります。
- 投票所において、障害のある人が投票しやすい環境づくりを進めます。
- 認知症高齢者や知的障害者、精神障害者が地域で安心して生活を営めるよう福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う『あんしんサポートねっと』（福祉サービス利用援助事業）の利用を促進します。

見込み量

種別 地域生活支援事業（必須事業）

○成年後見制度利用支援事業

事業名	年間実利用見込み者数		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	1	1	2

〔基本的な考え方〕／〔サービス量の確保のための方策〕

- ・町福祉課において事業を所掌し推進するとともに、町社会福祉協議会との連携を図り支援に努めます。

○成年後見制度法人後見支援事業

事業名	実施見込み（実施の有無）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無

〔サービス量の確保のための方策〕

- ・町社会福祉協議会の動向もふまえつつ、近隣市町村と検討していきます。

③ 虐待防止対策の推進 [福祉課・保健センター・地域包括支援センター]

- 高齢者に対するものと共通させた、障害のある人への虐待防止のためのネットワークや相談体制の構築・充実に努め、虐待の防止、早期発見・早期対応を推進します。
- 町福祉課に、虐待対応窓口等となる「町障害者虐待防止センター」としての機能を持た

せます。

○「比企地域自立支援協議会」において関係機関間の連携を密にして地域の実情の把握と適切な対応に努めるとともに、虐待の未然防止と虐待発生時の早期発見、迅速な対応を行えるよう、県主催の研修等に参加して職員の資質向上を図っていきます。

■本計画「見込み量」一覧

第1～6節の各部分において掲げたサービス提供の“見込み量”を一覧にして再掲すると、以下の表のようになります。

■指定障害福祉サービス等見込み量一覧

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・	1,020 時間分 24 人分	1,045 時間分 25 人分	1,045 時間分 25 人分
	重度訪問介護	60 時間分 3 人分	80 時間分 4 人分	80 時間分 4 人分
	同行援護	105 時間分 5 人分	120 時間分 6 人分	120 時間分 6 人分
	行動援護	0 人分	0 人分	0 人分
	重度障害者等包括支援	120 時間分 1 人分	120 時間分 1 人分	120 時間分 1 人分
日中活動系	生活介護	1,122 人日分 51 人分	1,144 人日分 52 人分	1,144 人日分 52 人分
	自立訓練（機能訓練）	22 人日分 1 人分	22 人日分 1 人分	22 人日分 1 人分
	自立訓練（生活訓練）	44 人日分 2 人分	22 人日分 1 人分	44 人日分 2 人分
	新就労選択支援	0 人分	0 人分	0 人分
	就労移行支援	44 人日分 2 人分	22 人日分 1 人分	44 人日分 2 人分
	就労定着支援	2 人分	2 人分	1 人分
	就労継続支援（A型）	0 人日分 0 人分	0 人日分 0 人分	0 人日分 0 人分
	就労継続支援（B型）	792 人日分 36 人分	814 人日分 37 人分	836 人日分 38 人分
	療養介護	3 人分	3 人分	3 人分
	短期入所（福祉型）	45 人日分 11 人分	50 人日分 12 人分	56 人日分 14 人分
	短期入所（医療型）	12 人日分 3 人分	12 人日分 3 人分	16 人日分 4 人分
居住系	自立生活援助	1 人分	2 人分	1 人分
	共同生活援助	25 人分	25 人分	26 人分
	施設入所支援	26 人分	27 人分	27 人分
相談支援関連	計画相談支援	107 人分	108 人分	108 人分
	地域移行支援	1 人分	1 人分	1 人分
	地域定着支援	2 人分	2 人分	3 人分

*「相談支援関連」の各見込み量については、年間の見込み量を標示。

* 人日とは…利用人員見込み×月当たりの平均利用日数（標準は22日）→＝月間の延べ利用日数

■障害児通所支援（指定通所支援）見込み量一覧

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	0人日分 0人分	0人日分 0人分	0人日分 0人分
居宅訪問型児童発達支援	0人日分 0人分	0人日分 0人分	0人日分 0人分
医療型児童発達支援	0人日分 0人分	0人日分 0人分	0人日分 0人分
放課後等デイサービス	95人日分 5人分	85人日分 4人分	90人日分 5人分
保育所等訪問支援	0人日分 0人分	0人日分 0人分	0人日分 0人分

■障害児相談支援見込み量

障害児相談支援

5人分	4人分	5人分
-----	-----	-----

■地域生活支援事業見込み量一覧

<必須事業分>

事業名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施 見込み 箇所数	利用 見込み者 数	実施 見込み 箇所数	利用 見込み者 数	実施 見込み 箇所数	利用 見込み者 数
(1) 理解促進研修・啓発事業	有		有		有	
(2) 自発的活動支援事業	無		有		有	
(3) 相談支援事業	① 相談支援事業 障害者相談支援事業 ・基幹相談支援センター ② 市町村相談支援機能強化事業 ③ 自立支援協議会		① 相談支援事業 障害者相談支援事業 ・基幹相談支援センター ② 市町村相談支援機能強化事業 ③ 自立支援協議会		① 相談支援事業 障害者相談支援事業 ・基幹相談支援センター ② 市町村相談支援機能強化事業 ③ 自立支援協議会	
(4) 成年後見制度利用支援事業	年1人分		年1人分		年2人分	
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	無		無		無	

事業名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施 見込み 箇所数	利用 見込み者 数	実施 見込み 箇所数	利用 見込み者 数	実施 見込み 箇所数	利用 見込み者 数
(6) 意思疎通支援事業						
① 手話通訳者派遣事業（実利用見込み者数）		年20人分		年22人分		年24人分
② 要約筆記者派遣事業（実利用見込み者数）		年0人分		年0人分		年1人分
(7) 日常生活用具給付等事業（件数）		年298件		年298件		年310件
① 介護・訓練支援用具		年2件		年2件		年2件
② 自立生活支援用具		年2件		年2件		年2件
③ 在宅療養等支援用具		年3件		年3件		年3件
④ 情報・意思疎通支援用具		年2件		年2件		年2件
⑤ 排せつ管理支援用具		年288件		年288件		年300件
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		年1件		年1件		年1件
(8) 手話奉仕員養成研修事業		年0人分		年0人分		年1人分
(9) 移動支援事業（「実施見込み箇所数」欄の数値は実利用見込み者数、「実利用見込み者数」欄の数値は延べ利用見込み時間数）	11	1,300	11	1,350	12	1,400
(10) 地域活動支援センター	2	11	2	12	2	12

* 「(10)地域活動支援センター」については、自市町村分と他市町村分とを分けて標示することとされているが、本町の場合は、町内にはなく、すべて町外分となっている。

<任意事業分>

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 訪問入浴サービス事業	6	7	7
② 日中一時支援事業	4	5	6
③ 更生訓練費給付事業	3	2	2
④ 施設入所者就職支度金給付事業	0	1	1
⑤ 自動車運転免許取得・改造助成事業	1	1	1
⑥ 重度心身障害者自動車燃料費助成事業	200	210	215
⑦ 障害者福祉タクシー利用料金助成事業	60	65	70

*⑥・⑦については年間の実利用者見込み者数、それ以外はすべて月間の実利用者見込み者数

